

大村市新ごみ処理施設整備・運営事業  
第1回入札説明書等に関する質問書への回答(入札参加資格以外)

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
1	入札説明書							全般	実施方針に関する質問回答(R7.2.28受領)にて回答いただいた内容も入札説明書類一式に含むと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	入札説明書	9	第3節	2	(7)	ウ		質問事項の取扱	「対面的対話終了後、応募者は対面的対話における質問事項(様式4-6)及び対面的対話当日の質問事項を第2回入札説明書等に関する質問書(様式2-3)に記入して提出すること」とありますが、公平性及び透明性を確保する観点から、事業者のノウハウに関わる点を除き貴市にて議事録を作成し、公表いただくようご検討願います。	議事録は公表しませんが、第2回入札説明書等に関する質問書に対する回答については、応募者のノウハウや提案内容に関わるものを除き公表します。
3	入札説明書	10	第3節	2	(7)	エ (イ)		対面的対話実施に当たっての注意事項	「対面的対話は本市と応募者で実施する」とありますが、事業者選定委員は同席されますでしょうか。	出席を希望する事業者選定委員が同席する可能性があります。
4	入札説明書	11	第3節	2	(9)	オ		応募者ヒアリング	ヒアリングの順番は10月3日の提案書提出時にくじ引きで決定される予定でしょうか。	ヒアリングの順番は抽選にて決定します。
5	入札説明書	20	第5節	2				余熱利用計画	マテリアルリサイクル推進施設の事業開始年度をご教示願います。	マテリアルリサイクル推進施設の事業開始年度は、ごみ処理施設基本計画に記載のとおり令和14年4月を予定しています。
6	入札説明書	20	第5節	2				余熱利用計画	マテリアルリサイクル推進施設、周辺公共施設での使用電力量をご教示願います。	将来整備予定のマテリアルリサイクル推進施設の消費電力量は350,000kWh/年をご想定ください。周辺公共施設(屋内プール)は1,450,000kWh/年をご想定ください。
7	入札説明書	20	第5節	2				余熱利用計画	周辺公共施設(屋内プール)の工事などを起因とする、送電遅延および営業開始遅延については、焼却施設工事建設事業者の責任範囲外との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	入札説明書	20	第5節	2 3				余熱利用計画 買電収入の帰属先	5.2の余熱利用計画では、「運営事業者は余剰電力を電力事業者へ売却する」とあり、5.3の売電収入の帰属先では、「売電収入は本市に帰属する」とありますが、運営事業者が電力事業者と余剰電力を売却する契約を行い、売電収入は市のものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	入札説明書	20	第5節	3				売電収入の帰属先	「運営業務期間における売電収入は本市に帰属する」とありますが、売電に必要なアンシラリー料金については貴市にてご負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	入札説明書	20	第5節	3				売電収入の帰属先	「運営業務期間における売電収入は本市に帰属する」とありますが、売電収入に関して、事業者の努力により計画以上に売電量が增加した場合、事業者に対するインセンティブ等の付与は想定されていますでしょうか。	インセンティブ等の付与は想定していません。
11	入札説明書	20	第5節	5				保険	昨今、火災保険の保険料が高騰しており、火災による再調達価格を事業者側で付保することが現実的ではなくってきております。火災保険に関しては貴市で付保いただく共済保険にてカバーいただくという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に記載のとおりです。
12	入札説明書	21	第5節	6				本施設が長期停止し処理ができない場合の対応	「なお、本施設以外のごみ処理施設等へごみを運搬する場合の費用は、本市内の運搬相当分(当該年度における本施設への1日当たり運搬費用の平均に基づいて算出)を本市が負担し、その他を運営事業者が負担するものとする」とありますが、令和6年度の運搬費用の平均値のデータがありましたら参考までに開示いただけないでしょうか。	運搬費用について開示できるものではありません。
13	入札説明書	21	第5節	6				本施設が長期停止し処理ができない場合の対応	「要求性能未達によって本施設が長期停止し、処理ができない場合は、運営事業者の責任において他の処理方法を検討し、本市と協議の上、運営事業者の負担にて処理を実施すること」とありますが、運営事業者に帰責しない事由により要求性能未達となった場合は対象外となるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	入札説明書	21	第5節	7				地元雇用や地元企業の活用	地元雇用額については、雇用形態(正社員、嘱託社員、契約社員、パートタイマー等)を問わず計上して問題ないと解釈してよろしいでしょうか。	正社員、嘱託社員、契約社員、パートタイマーについてはお見込みのとおりです。ただし、派遣社員は地元雇用額に計上できません。

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
15	入札説明書	22	第6節	3			接続検討の申込み	「一般送配電事業者へ支払う負担金額を本市へ報告すること」とありますが、この費用は事業者負担ではないとの認識でよろしいでしょうか。 接続検討の結果によって確定する負担金額を事業者が予見することは困難であると考えられます。事業者の負担とするならば、公平性を期すため、事前相談等で判明している金額等をご提示いただけませんか。	接続検討申込手数料は要求水準書のとおり事業者負担とします。ただし、工事負担金は本市が負担するものとします。
16	入札説明書	22	第6節	3			接続検討の申込み	送配電事業者の検討結果によって、応札時に想定していない負担金以外の費用が発生することが判明した場合は、この費用は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	入札説明書	22	第6節	3			接続検討の申込み	入札の時点で落札者が予期できなかった一般送配電事業者の要請で接続に必要な機器の仕様が変更した場合は、「入札説明書添付資料7リスク分担表」「全期間共通」「制度・法令リスク」として、建設工事請負契約書(案)、運営委託契約書(案)に基づき協議をするという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	入札説明書	23	第6節	5			特別目的会社の設立	「落札者決定後、落札者は、仮契約締結までに特別目的会社を設立しなければならない。」とありますが、特別目的会社の設立に時間を要するため、落札者の決定・公表から仮契約締結まで最低でも1ヶ月半程期間をいただけますでしょうか。	仮契約は2月上旬を予定しています。
19	入札説明書	23	第6節	5			特別目的会社の設立	特別目的会社の設置場所については、実施方針の回答書No28のとおり、建設期間中には現場事務所とすることは可であり、運営期間中の所在地については貴市内で本店所在地を確保することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	入札説明書	23	第6節	5	ア		特別目的会社の設立	特別目的会社の設置場所は、建設予定地内としてよろしいでしょうか。費用など、入札にあたり見込むべき条件があればご教示願います。	前段の質問について、お見込みのとおりです。 後段の質問について、現時点で詳細を回答できないため、対面的対話時に改めて回答します。
21	入札説明書	23	第6節	5	ア		特別目的会社の設立	特別目的会社の設立について、実施方針に関する質問回答(R7.2.28受領)No.28において「運営期間中の所在地については大村市内で本店所在地を確保してください」とご回答いただきましたが、特別目的会社の本店を本施設内ではなく「本施設外」に設置するものと理解してよろしいでしょうか。 当グループの運営工場においては特別目的会社の本店を焼却施設内としていることが多くございます。本事業においても同様に、運営時の利便性を考慮し特別目的会社を本施設内に設立することをお認めいただけないでしょうか。本施設内に特別目的会社を設立できない場合は、その理由をご教示願います。	特別目的会社の本店を本施設内に設置することは可能です。 No.20の回答をご参照ください。
22	入札説明書	23	第6節	7	(1)		入札保証金	「大村市財務規則(昭和39年大村市、規則第8号)第106条による。」とご記載ですが、同規則 第107条(2)に基づき免除されるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	入札説明書	23	第6節	7			入札保証金及び契約保証金	「大村市財務規則(昭和39年大村市、規則第8号)第106条による。」とありますが、貴市財務規則第107条(入札保証金の免除)、貴市財務規則第108条(入札保証金の還付金)についても有効と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	入札説明書	23	第6節	7			入札保証金及び契約保証金	入札保証金の免除については貴市財務規則第107条が該当しますが、(2)の令第167条の5及び第167条の11に規定する資格についてご教示願います。また本事業は(3)は該当しないのでしょうか。 (入札保証金の免除) 第107条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。 (1)競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とした入札保証保険契約を締結したとき。 (2)競争入札に参加しようとする者が令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者であるとき。 (3)前2号に掲げるもののほか、市長が特に当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認めるとき。 (平9規則33・平24規則30・平28規則4・一部改正)	No.22の回答をご参照ください。
25	入札説明書 添付資料2-1	-					整備区域等	貴市にて整備区域の外構撤去をされる計画ですが、引き渡される状態はアスファルト等を撤去した土の状態だと拝察します。引渡しはGLは標高いくらぐらいになるかご提示いただけませんか。	「要求水準書添付資料15 現況図」をご参照ください。

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
26	入札説明書 添付資料3-2	-						役割分担概念図	現在貴市で実施されている環境センターへのごみ持ち込みの事前受付や事業系一般廃棄物内容物申告書の受領等の業務は運営事業者の所掌及び提案範囲に含まれるという認識でよろしいでしょうか。また、持込される市民の方及び事業者の方の免許証等での本人確認も実施するという認識でよろしいでしょうか。	前段の質問については、お見込みのとおりです。 後段の質問については、お見込みのとおりです。
27	入札説明書 添付資料3-2	-	2					役割分担概念図	不燃残渣と有価物等の計量は貴市範囲でよろしいでしょうか。(計量が黄緑網掛け、運搬が白抜きになっているため)	役割分担概念図のとおり、不燃残渣と有価物等の計量は運営事業者、運搬は本市の範囲です。
28	入札説明書 添付資料3-2	-	2					役割分担概念図	残渣の運搬、処分については貴市所掌範囲となっています。貴市と運搬および処分業者と契約を締結するとの理解でよろしいでしょうか。SPCや代表企業は関与しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	入札説明書 添付資料3-2	-	2					役割分担概念図	燃やせるごみ以外のごみ種別の計量も運営事業者の役割とされており、かつ個別に計量するよう要求水準においてご指示がございます。ごみ種別毎に個別計量するには荷下ろししながら計量する方法が考えられますが、その場合、既存施設との役割分担が不明瞭になります。ごみ種別毎の個別計量の方法について、想定がございましたらご教示願います。	個別計量とは本施設にて処理する燃やせるごみとそれ以外の計量把握を目的とします。例として、混載ごみについてはプラットホーム内に設置する小型計量機等により、燃やせるごみの重量把握を想定していますが、事業者提案によるものとします。
30	入札説明書 添付資料3-2	-	2					役割分担概念図	入札説明書添付資料3-2において、既存施設(粗大ごみ処理施設・資源ごみ処理施設・ストックヤード)から最終処分場および資源化施設への搬出車両の計量が運営事業者業務となっていますが、当該車両は新施設の出口計量機を使用する想定でしょうか。その場合、出口計量前における渋滞対策を検討するため、当該車両の実績台数(通常時およびピーク時、時間帯別)を過去3年間程度ご提示いただけますでしょうか。	前段の質問については、お見込みのとおりです。 後段の質問については、最終処分場及び資源化施設へ搬出車両は4t車又は10t車で1日1台から2台程度の搬出となっています。
31	入札説明書 添付資料3-2	-	2					役割分担概念図	既存施設(粗大ごみ処理施設、資源ごみ処理施設、資源ごみ処理施設、ストックヤード)と新ごみ処理施設の間の可燃残渣の運搬業務は貴市にて実施いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	入札説明書 添付資料3-2	-	2					役割分担概念図	既存施設(粗大ごみ処理施設、資源ごみ処理施設、資源ごみ処理施設、ストックヤード)と新ごみ処理施設間において、可燃残渣の想定される運搬頻度をご教示願います。	現施設は、可燃残渣はごみピットへ直接投入のため搬出量は把握できていません。4t車で1日1台から2台程度と想定します。
33	入札説明書 添付資料3-2	-	2					役割分担概念図	粗大ごみについては既存施設(粗大ごみ処理施設、資源ごみ処理施設、資源ごみ処理施設、ストックヤード)に搬入される計画となっていますが、粗大ごみのうち可燃性粗大ごみについても、既存施設に搬入されると考えてよろしいでしょうか。新ごみ処理施設に搬入されることを想定しているようであれば、想定される可燃性粗大ごみの年間搬入量についてご教示願います。	前段の質問については、お見込みのとおりです。 後段の質問については、可燃性粗大ごみの量については把握できていないため、応募者の経験に基づき設定願います。
34	入札説明書 添付資料5-1	-	1					設計・建設工事に係る対価の減額措置	(1)～(3)の地元発注金額の地元とは貴市内に本社または本店を有する企業、及び支社支店、営業所を有する企業、さらに長崎県内他市に本社または本店を有する企業と解釈してよろしいでしょうか。	地元発注金額の地元とは市内に本社または本店を有する企業となります。
35	入札説明書 添付資料5-1	-	1	(3)				設計・建設工事費の減額措置	設計・建設工事地元発注金額達成状況報告書における「実績地元発注金額」の算定範囲は二次下請までという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	入札説明書 添付資料5-4	-	3	(1)	ア			運営業務に係る対価の減額に関する基本的考え方	「要求水準書及び事業提案書等の未達成又は事業契約の不履行があった場合」とは、添付資料5-8(3)運転継続型減額措置、添付資料5-10(4)余剰電力量未達減額措置及び、添付資料5-11(5)提案地元発注金額の未達に係る減額措置並びに添付資料5-12(6)提案地元雇用者給与の未達に係る減額措置における減額等の措置を講じる状態を指すものと理解してよろしいでしょうか。	入札説明書に記載のとおりです。
37	入札説明書 添付資料5-4	-	3	(2)	ア			減額等の措置を講じる状態	「異常事態の発生、計画外での本施設におけるごみ処理の停止、その他運営事業者の運営業務委託契約に基づく債務の不履行」が、自然災害や収集ごみに混在する異物等運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにした場合は、減額措置を適用しないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	入札説明書 添付資料5-10	-	3	(4)				余剰電力量未達減額措置	余剰電力量(kWh/年)の算定式において、本施設所内消費電力量(kWh/年)の中には、全炉停止時の購入電力(kWh/年)は含めないものと考えてよろしいでしょうか。	本施設所内消費電力量(kWh/年)には、全炉停止時の購入電力も含まれます。
39	入札説明書 添付資料5-10	-	3	(4)				余剰電力量未達減額措置	送配電事業者により制限される逆潮電力量はこの対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
40	入札説明書 添付資料5-10	-	3	(4)	イ			余剰電力量未達減額措置	運営固定費からの減額措置について、売電収入は貴市に帰属するものとされていますが、運営固定費に含まれていない費用を減額されてしまうと運営に支障が出ると思料します。当該年度毎の減額措置ではなく、運営業務期間の全体を通して、運営業務期間の最終年度が完了するタイミングで通期の提案余剰電力量を確認し、未達分がある場合は減額措置となるようご検討いただけないでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとします。
41	入札説明書 添付資料5-11	-	3	(5)				提案地元発注金額の未達に係る減額措置	(ア)～(ウ)の地元発注金額の地元とは貴市内に本社または本店を有する企業、及び支社支店、営業所を有する企業、さらに長崎県内他市に本社または本店を有する企業と解釈してよろしいでしょうか。	No.34の回答をご参照ください。
42	入札説明書 添付資料5-11	-	3	(5)	ウ			運営業務委託費の減額措置	運営業務地元発注金額達成状況報告書における「実績地元発注金額」の算定範囲は二次下請までという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	入札説明書 添付資料5-11	-	3	(5)	ウ			運営業務委託費の減額措置	「本市の実績地元発注金額が本市の提案地元発注金額を下回った場合、運営業務委託契約の契約金額のうち未達成分として、未達成分の金額を当該年度の3月分運営固定費から減額する」とありますが、「本市の提案地元発注金額」とは、様式8-18別紙(3)「運営業務において予定する地元企業への年度別発注予定額」のうち、貴市の地元企業への発注予定額のみを指し、長崎県内他市の企業への発注予定額は除外されるとの理解でよろしいでしょうか。また、運営期間中は補修工事等の実施時期が計画年度から変更される可能性があるため、提案地元発注金額の総額は変更しないことを前提に、運営期間中における年度別発注予定額の見直しについてご協議いただけないでしょうか。	前段のご質問については、お見込みのとおりです。後段のご質問については、本市と協議にて決定するものとします。
44	入札説明書 添付資料5-12	-	3	(6)	イ			運営事業者における提案地元雇用者給与報告	実績地元雇用者給与の報告については、実際の給与明細を提示することはできないため、事業者の任意様式で運営業務地元雇用者給与達成状況報告書を作成し、貴市に報告することと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	入札説明書 添付資料5-12	-	3	(6)	イ			イ運営事業者における提案地元雇用者給与報告	「本市の実績地元雇用者給与が本市の提案地元雇用者給与を下回った場合、運営業務委託契約の契約金額のうち未達成分として、未達成分の金額を当該年度の3月分運営固定費から減額する」とありますが、運営期間20年間を鑑みた場合、専門性の向上、技能の習得、継承、職員のモチベーション向上の観点から、地元雇用者を含む職員の異動は個人の成長と組織の発展により、施設の安心、安定、安全な運営に寄与するものと捉えております。これらより地元雇用者の他施設(県外)異動ならびに避けられない自然減(定年など)が考えられるため、未達成分に係る固定費からの減額につきましては、撤廃を検討いただきたくお願いいたします。	入札説明書に記載のとおりとします。
46	入札説明書 添付資料6-2	-	2	(2)				事業者が付保する保険	公益社団法人全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済について、契約者は貴市である一方、共済基金分担金は運営事業者が負担することと記載があります。ご契約者様が貴市であるため、応募者にて見積取得等を行うことが難しく、分担金を入札金額に反映することができません。つきましては、共済基金分担金は貴市でご負担いただけないでしょうか。	共済基金分担金は市が負担します。
47	入札説明書 添付資料6-2	-	2	(2)				公益社団法人全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済	てん補限度額の項に「建物総合損害共済業務規程参照のこと」とありますので、資料のご提示をお願いします。	No.46の回答をご参照ください。
48	入札説明書 添付資料6-2	-	2	(2)				公益社団法人全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済	①加入金額に対する受注者分の保険料(%)は入札説明書添付資料7リスク分担表の不可抗力リスクに記載のとおり、事業者負担は1%内という理解でよろしいでしょうか。 ②建物総合損害共済の事業者負担分保険料の算出のため、料率(建物等評価額に対するもの)をご教示願います。	No.46の回答をご参照ください。
49	入札説明書 添付資料7-1	-	リスク分担表	設計段階	t	t		各種調査不備リスク	事業者決定後の現地調査により、土壌状態・汚染等が新たに発覚した場合は、貴市のリスクである、という理解でよろしいでしょうか。その場合、費用や対策に係る期間についてはご協議いただけないという理解でよろしいでしょうか。	前段の質問については、お見込みのとおりです。後段の質問については、お見込みのとおりです。
50	入札説明書 添付資料7-1	-						リスク分担表 各種調査不備リスク	基準不適合範囲の土壌撤去及びそれに関する手続きの開始時期と完了時期をご教示願います。	土壌撤去及びそれに関する手続きの開始時期と完了時期は未定です。解体工事期間は、現時点で令和8年6月上旬から令和9年2月末を想定しています。
51	入札説明書 添付資料7-1	-						リスク分担表 各種調査不備リスク	貴市にて実施される基準不適合範囲の土壌撤去以外に整備区域内で、新たな土壌汚染土が発見された場合は貴市にて対応していただけるという理解でよろしいでしょうか。	No.49の回答をご参照ください。

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
52	入札説明書 添付資料7-1	-					リスク分担表 設計・設計変更リスク 建設着工遅延リスク	「実施方針に関する質問回答」No.62の回答にて、地中残存物が新たに発見された場合のリスクは、貴市となる旨ご回答いただいておりますが、万が一埋設廃棄物が発見された場合も同様と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
53	入札説明書 添付資料7-1 添付資料7-2	-					リスク分担表	住民反対リスク、設計変更リスク、完工リスク、施設整備費超過リスク、性能リスク、維持管理費超過リスクにおいて、事業者のリスク分担が「上記以外の～」となっておりますが、第三者や不可抗力等の要因も考えられるため、「事業者の責による～」に修正していただけないでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとします。	
54	入札説明書 添付資料7-2	-					リスク分担表	施設・設備損傷リスクにて事故や火災発生等は事業者リスクとして分担されていますが、事業者は貴市と予め合意した作業手順で業務を遂行してもなおかつ、事業者にて発見することが不可能な処理不適物に起因する事故や火災は、事業者の責任ではないと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
55	入札説明書 添付資料7-2	-					リスク項目(運営段階)	施設・設備損傷リスク(ag)事故や火災発生等は発生原因によっては責任所掌が変わると考えられるため、市様または事業者の分担としていただけないでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとします。	
56	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	2	第1章	第1節	5		敷地面積	敷地面積22,058㎡は、既存管理棟意匠図の敷地求積図の面積と思われませんが、敷地求積図の境界と事業実施区域の形状が異なります。配置図の計画に支障がある為、事業実施区域の求積図や測量図をご提示いただけないでしょうか。	前段の質問について、森園公園と一部用地交換を行っているため、当時の敷地求積図と事業実施区域の形状は異なります。後段の質問について、「要求水準書添付資料16 用地測量図」をご参照ください。	
57	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	2	第1章	第1節	5		敷地面積	新施設の建築確認申請における敷地範囲は、敷地面積は22,058m2(現施設敷地を含む)とし、現施設に対する増築扱の理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
58	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	2	第1章	第1節	6	(6)	⑭	全体計画	「万が一、液状化が発生しても被害を抑える対策を講ずること」との記載がありますが、貴市にて必要と想定される液状化対策があればお示しいただけませんかでしょうか。	本市において液状化対策の想定はございません。
59	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	3	第1章	第1節	6	(2)	④	工事計画	事業実施区画及び整備区画内の樹木は事業者範囲で伐採してもよろしいでしょうか。また、樹木の復旧は不要と解釈してよろしいでしょうか。	必要に応じて、事業者で伐採される場合は、協議を行います。
60	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	3	第1章	第1節	6	(2)	④	工事計画	工事期間中に使用可能な区域は「要求水準書添付資料3 整備区域等」を参照とありますが、試運転廃棄物搬入車両の円滑な通行を図るため、安全対策を徹底した上で既存工場棟(搬出ランプウェイ)西側の一部を通行させていただくことは可能でしょうか。	事業者が提出する試運転実施要領書において、安全上問題ないことを確認できた場合においては、ご提案を認めます。
61	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	3	第1章	第1節	6	(3)	③	全体配置計画	将来建設するマテリアルリサイクル推進施設への給電は、本事業の範囲外と考えてよろしいでしょうか。また、マテリアルリサイクル推進施設への給電について、電圧は6.6kVで計画しますが、想定している設備容量をご教示願います。	前段の質問について、給電は事業者の範囲としますが、電力使用量は市にて負担します。なお、基本契約料の負担については本市と事業者の協議により決定するものとします。後段の質問について、No.6の回答をご参照ください。
62	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	3	第1章	第1節	7	(1)		地形・土質等	「要求水準書添付資料2 地質調査報告書」参照。とございます。実施時事業者にて建物予定位置にて地質調査を行いその結果が貴市よりご提示いただいた地質調査報告書の内容と大きく異なり基礎形式などの変更せざる負えない場合は「入札説明書添付資料7 リスク分担表「各種調査不備リスク」(市が実施した測量・地質調査等)」に該当し協議対象と考慮してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	3	第1章	第1節	6	(2)	④	工事計画	設計・建設工事期間において、工事車両の通行による建設予定地周辺の交通渋滞が懸念されるため、隣接する貴市の土地を活用することは可能でしょうか。仮に活用させていただける場合は、安全対策を徹底し、事業終了後は事業者の負担において現状復帰致します。	隣接地の利用については、今後の協議となります。
64	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	3	第1章	第1節	7	(2)		気象条件	気象条件で採用する基準風速は平成12年建設省告示第1454号より、34mとしてよろしいでしょうか。他、風に関する条件があればご教示願います。	お見込みのとおりです。
65	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	4	第1章	第1節	7	(4)		緑化率	「※本工事においては、整備区域等(事業実施区域外の工事車両仮設出入口等を除く)に対して上記の緑化率を確保すること。」とありますが、整備区域等とは、(要求水準書添付資料3)整備区域等の【整備区域(～R12.6)】の範囲(図中緑色の範囲)から事業実施区域(図中赤線の範囲)を超えて使用する範囲及び、【整備区域(R12.7～)】(図中ピンク色の範囲)を除く範囲と考えてよろしいでしょうか。	本件について要求水準書を修正します。緑化率は整備区域ではなく事業実施区域内で満たすものとし、整備区域内において適切な緑地を確保してください。詳細については本市と協議の上、決定するものとします。

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
66	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	4	第1章	第1節	7	(4)		緑地率	工場立地法に関して、条例で法規制が緩和されており、緑地面積と環境施設面積は要求水準と整合しているとお見受けしますが、周辺緑地15%の文言は条例に記載がなく、要求水準にも記載がありません。今回の敷地では周辺緑地の緑化15%以上は満足する必要はないものと理解して宜しいでしょうか。	No.65の回答をご参照ください。
67	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	4	第1章	第1節	7	(4)		緑地率	工場立地法に関して、周辺緑地15%を確保する場合、今回事業範囲だけでなく敷地全体で確保が必要になる(算出分母が事業範囲でなく敷地全体になる)と思われます。従い、今回事業範囲においては海側と公園側の敷地境界側のみが対象になると思いますが、必要となる範囲と緑化面積をご指定いただけないでしょうか。	No.65の回答をご参照ください。
68	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	4	第1章	第1節	7	(4)		緑地率	工場立地法に関して、周辺緑地に関しては公有地のため事業範囲より外側で取るという方策もあり得るかと拝察しますが、ご計画をお示しいただけないでしょうか。	周辺緑地に関する計画はありません。
69	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	4	第1章	第1節	7	(4)		緑地率	敷地面積に対して緑地率10%以上、環境施設面積15%以上とあり、注記にて整備区域等”に対して同割合を確保する旨の記載がありますが、添付資料3「整備区域等」に描かれている工事車両用仮設出入口を除く緑+紫ハッチ部分が対象であると理解してよろしいでしょうか。	No.65の回答をご参照ください。
70	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	4	第1章	第1節	7	(4)		緑化率	緑化率について、①緑地率(10%以上)②環境施設(15%以上)とありますが、工場立地に関する準則より、環境施設に緑地を含む事が出来ると考えてよろしいでしょうか。また、工場立地法FAQ集(経産省発行)より、緑地は環境施設となる事から、緑地のみでも環境施設の基準を満たし、本要求水準を満たす事が出来ると考えてよろしいでしょうか(例として、緑地率15%、緑地以外の環境施設0%)。	No.65の回答をご参照ください。
71	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	4	第1章	第1節	7	(5)		搬入出道路 ①本施設整備期間中	整備区域(緑ハッチ区域)内貴市工事实施範囲(解体撤去)の完了時期は本事業契約前であると理解してよろしいでしょうか。契約後は実施設計用に地質調査などが必要ですので工事完了されているものと拝察します。	し尿処理施設及び車庫棟等の解体工事期間は現時点で令和8年6月上旬から令和9年2月末を想定しています。地質調査に関しては、職員駐車場及び場内道路ほかで実施されることは可能と考えます。
72	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	4	第1章	第1節	7	(5)		搬入出道路 ①本施設整備期間中	「既存設備の移設及び現状復旧は建設事業者の責任において・・・関係部署と協議の上決定」とありますが、貴市関係部署との協議はいつ行えますでしょうか。移設・復旧すべきものの明確化を行いたいと考えます。	事業者決定後、実施設計段階で協議可能と考えます。
73	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	4	第1章	第1節	7	(5)	①	本施設整備期間中(～令和12年6月)	「工事車両の事業用地への出入口については(要求水準書添付資料3)整備区域等」に示す範囲において、建設事業者において整備すること。」と記載がありますが、当該資料の「工事車両用仮設出入口」と明記された緑着色部(整備区域(～R12.6))は工事着手時(R8.4以降)には使用できるものとして考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	4	第1章	第1節	7	(5)	②	本施設供用開始後(令和12年7月～)	貴市において実施される来場者用駐車場等の整備工事は本施設共用開始後(R12.7)から実施されますが、本施設に駐車場が無い為、本施設への見学者の来場は来場者駐車場整備後のR13.10からと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	4	第1章	第1節	7	(6)	①	電気	「自営線については本施設敷地境界までの埋設配管の設置を本工事とする」とありますが、一方で、P104には、「第11節 電気設備 1共通事項(1) 高圧受電設備を設置し、本施設、事業敷地内既存施設、本市が本施設と隣接して整備を計画している周辺公共施設(屋内プール)へ電力供給を行う事」と記載があります。本工事範囲としては、敷地境界付近にハンドホールを設置し、埋設配管の取合い点とすると考えてよろしいでしょうか。電力供給は配電盤側の取りだし回路(フィーダー)のみとし、周辺公共施設(屋内プール)へのケーブル敷設は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	ハンドホールの設置については、お見込みのとおりです。屋内プールへの配線は、プール側で実施します。
76	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	4	第1章	第1節	7	(6)	①	電気	本施設の受電設備より分岐回路を設け、事業実施区域内の既存施設へ給電する計画となっていますが、埋設配管ルートを検討にあたり、現場の事業実施区域内における、既存埋設配管等の配置がわかる資料がありましたら、ご提示いただけないでしょうか。	「要求水準書添付資料17 外構配管平面図」をご参照ください。
77	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	4	第1章	第1節	7	(6)	①	電気	周辺公共施設(屋内プール)への自営線での給電について、埋設配管は敷地境界までを本工事範囲とするとありますが、ケーブル敷設の所掌・取合い点についてご教示願います。また、屋内プールへの給電はアンケート時における質疑回答(R6.6.7)より6.6kV(容量100kW)で計画することでよろしいでしょうか。	前段の質問について、No.76の回答を参照ください。後段の質問について、No.6の回答を参照ください。

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
78	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	4	第1章	第1節	7	(6)	①	電気	将来整備予定のマテリアルリサイクル推進施設施設用に給電するための管路は本工事範囲外とし、高圧盤に予備のフィーダを設けると理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
79	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	4	第1章	第1節	7	(6)	①	電気	「本施設の試運転開始前に、受電点を本施設へ切替え、各所に配電する」とあります。試運転期間中の各種試験時に給電の停止が想定されますが、各種試験日程に応じて、送電先の休止を調整いただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	4	第1章	第1節	7	(6)	①	電気	「本施設の試運転開始前に、受電点を本施設へ切替え、各所に配電する」とあります。各所の送電は場内消費であり、電気の売買に供するものではないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
81	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	4	第1章	第1節	7	(6)	①	電気	「既存施設への給電」とありますが、既設施設への切り替えは経済性と既存施設の休止期間の短縮の観点から、可能な範囲で既存の引込ケーブルを流用させていただけますでしょうか。	ご提案を認めます。
82	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	4	第1章	第1節	7	(6)	①	電気	「周辺公共施設(屋内プール)側のキュービクルまでを一次側とし、本施設から給電に必要な配電設備及び自営線の設置(埋設線)並びに切り替えに必要な手続きも本工事範囲とする。」とありますが、敷地境界までの埋設管路を工事範囲とし、敷地境界以降の自営線の設置及びケーブル敷設は工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	4	第1章	第1節	7	(6)	①	電気	「引込工事、工所用電源及び系統連系に係る工事負担金については、建設事業者の負担とする」とありますが、公平を期するため貴市にて既に事前相談されており、回答を受領している場合は、その事前相談の申込書・設計条件とその回答・費用等について開示いただけないでしょうか。	工事負担金については、協議を行っておりません。
84	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	4	第1章	第1節	7	(6)	①	電気	整備区域の標高データおよび建築物高さ規制の基準となる標高レベルをご教示願います。	「要求水準書添付資料17 外構配管平面図」をご参照ください。
85	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	4	第1章	第1節	7	(6)	①	電気	自営線給電に関する工事計画をするにあたり、次の事項についてご教示願います。 ①既存施設及び周辺公共施設(屋内プール)への給電について電力供給配線以外の信号取合配線(光、制御線等)の要否 ②周辺公共施設(屋内プール)内の電気室及びキュービクルの配置	屋内プールの詳細については、設計前のため現時点では不明です。
86	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	4	第1章	第1節	7	(6)	①	電気	周辺公共施設(屋内プール)への給電に際し、電気料金の取引が発生するのであれば電力量計を検定付きにする必要があると考えます。料金取引の有無についてご教示願います。	料金取引が発生する可能性があるため、検定付き電力計は必要とします。
87	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	4	第1章	第1節	7	(6)	①	電気	既存施設への電源切替に際し、切替工事期間中は既設設備が停電となりますが、停電期間中に一部設備への仮設給電が必要な場合、事業者範囲外という理解でよろしいでしょうか。もし、事業者範囲とする場合は、仮設給電に必要な容量をご教示願います。	既存施設への給電については、お見込みのとおりです。
88	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	4	第1章	第1節	7	(6)	①	電気	電力の工事負担金について、アンケート時における質疑回答(R6.6.7)では、負担金額については入札公告時に提示とありますが、入札公告資料には記載がないと思われまので、金額についてご提示いただけないでしょうか。	工事負担金については本市にて負担します。No.15の回答をご参照ください。
89	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	4	第1章	第1節	7	(6)	①	敷地周辺設備 電気/自営線	周辺公共施設(屋内プール)側のキュービクルまでを一次側とし、との記載がありますが本工事範囲の電路は本施設敷地境界までで屋内プール側の電路は本工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。 本工事範囲と記載の埋設線を計画するに当たり、屋内プール側の高圧受電盤設置予定位置と受電予定日の提示をお願いいたします。	工事範囲については、お見込みのとおりです。屋内プールの位置については、現在のところ決定していません。
90	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	4	第1章	第1節	7	(6)	①	敷地周辺設備 電気/工事負担金	工事負担金については建設事業者の負担とする。との記載が有ります。アンケート時には、入札公告にて提示するとのことでしたので工事負担金の金額を提示いただけないでしょうか。	No.88の回答をご参照ください。
91	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	5	第1章	第1節	7	(6)	② ④	用水 排水	上水及び下水の本管接続に係る負担金については、事業者負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
92	要求水準書 第I編 設計・建設 工事編	5	第1章	第1節	7	(6)	⑤	電話・通信	「電話及びインターネット配線については、事業実施区域周辺公道部より必要回線を引き込むものとする。」とありますが、電話・インターネット関係の取り合い点を示す添付資料をご提示願います。	「要求水準書添付資料18 電話及びインターネット取合点」をご参照ください。

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
93	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	5	第1章	第1節	7	(7)	建築物の高さ制限	建設時の高さ制限については関係各所との協議によるものと考えますが、現時点で明確となっている高さ制限等の情報はございますでしょうか。また制限の内容によって、通常の大型重機が使用できない場合等、工期等に影響がある場合は、協議とさせていただいてよろしいでしょうか。	高さ制限については、約45mとなります。詳細については、各管理者との協議を行ってください。
94	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	5	第1章	第1節	7	(7)	建築物の高さ制限	「なお、建設工事中における一時的な突出については、建設事業者が作成する工事計画に基づき関係機関との協議にて確認を行うこと。」とあります。本事業範囲外の新たな建設物の建築工事に起因して関係機関の空路が変更となり、一時的な突出が認められず、工法の大幅な変更が必要となった場合は、費用負担及び工期について別途ご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
95	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	5	第1章	第1節	8	(2)	竣工予定	要求水準書には、「竣工予定令和12年6月(予定)」と記載があります。一方、入札説明書(8ページ第2節.8事業期間.(1)設計・建設工事期間)には『事業契約締結日から令和12年6月30日まで』と記載があります。竣工予定期日については、入札説明書の通りであると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
96	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	6	第1章	第2節	2		計画ごみ処理量	季節によるごみ搬入量の変動に対応した年間運転計画を策定するため、過去5年分の月ごとのごみ搬入量実績データをご提示いただけないでしょうか。	「要求水準書添付資料19 月別ごみ搬入量実績値」をご参照ください。
97	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	8	第1章	第2節	4	(1)	表5 搬出入車両の車両諸元	車両諸元がありますが、構内動線計画のために具体的な車両寸法や最小回転半径などをお示しいただけないでしょうか。	「要求水準書添付資料20 車両寸法等」をご参照ください。なお、一部車両について最小回転半径は不明です。
98	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	8	第1章	第2節	4	(1)	車両諸元	施設内動線を計画するにあたり、「※2エネルギー回収型廃棄物処理施設の搬出部の最大車両10t車(ダンプ車)(D:11m、W:2.5m、H:3m)※3マテリアルリサイクル推進施設の搬出部の最大車両10t車(ダンプ車、ジェットパッカー車)(D:11.42m、W:2.49m、H:3.41m)」の車両サイズ(車両外形、ホイール間隔、車両最大回転半径を含む)を確認できる資料をご提示いただけないでしょうか。	No.97の回答をご参照ください。
99	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	8	第1章	第2節	4	(1)	車両諸元	既存施設から新ごみ処理施設、マテリアルリサイクル推進施設から新ごみ処理施設への横持車両について、想定される搬入車両の寸法(全長、全幅、ホイールベース、最小回転半径等)をご教示願います。	No.97の回答をご参照ください。
100	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	8	第1章	第2節	4		表5 搬出入車両の車両諸元	搬出入車両に記載されている最大車両の主要諸元をご教示願います。 ①全長②全幅③前高④車輪距離・前⑤車輪距離(後)⑥ホイールベース⑦最小回転半径	No.97の回答をご参照ください。
101	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	8	第1章	第2節	4		表5 搬出入車両の車両諸元	※1:エネルギー回収型廃棄物処理施設の受入部の最大車両10t車(ダンプ車)の車両諸元 ①全長②全幅③前高④車輪距離・前⑤車輪距離(後)⑥ホイールベース⑦最小回転半径についても可能な範囲でご教示願います。	No.97の回答をご参照ください。
102	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	9	第1章	第2節	4	(3)	搬入車両台数	(要求水準書添付資料5)搬入車両台数実績(ピーク時))において、ピーク時の搬入車両実績をご提示いただいておりますが、搬入車両台数に加えて搬入ごみ量(時間帯別の搬入量など)についてもご提示いただけないでしょうか。	「要求水準書添付資料21 搬入車両台数実績(平常時・ピーク時)」及び「要求水準書添付資料22 一般車持込ごみ月報」をご参照ください。なお、時間帯別搬入量についてはご提示できる資料はありません。

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
103	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	9	第1章	第2節	4	(3)	搬入車両台数	<p>(要求水準書添付資料5)搬入車両台数実績(ピーク時)において、各ごみ種別搬入車両実績をご提示いただいています。新ごみ処理施設稼働後におけるそれぞれの搬入車両の荷下ろし箇所については、入札説明書の添付資料3-2より、以下のような認識でよろしいでしょうか。</p> <p>・マテリアルリサイクル推進施設竣工前 可燃:新ごみ処理施設 不燃:既存施設外周部ストックヤード 資源:既存施設外周部ストックヤード</p> <p>・マテリアルリサイクル推進施設竣工後 可燃:新ごみ処理施設 不燃:ストックヤード棟 資源:ストックヤード棟</p> <p>また、既存施設(ストックヤード含む)解体後、新設のストックヤード棟が整備完了するまでの期間における不燃および資源ごみの荷下ろし、一時保管場所を想定されたいればご教示願います。</p>	お見込みのとおりです。 一時保管場所については、現在のところ想定していません。
104	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	9	第1章	第2節	4	(3)	搬入車両台数	<p>(要求水準書添付資料5)搬入車両台数実績(ピーク時)において各ごみ種別搬入車両実績をご提示いただいています。可燃性粗大ごみの搬入車両については可燃の台数に含まれるという認識でよろしいでしょうか。その場合、可燃のうち可燃性粗大ごみ搬入車両の車両台数を把握されているようであれば、ご教示願います。</p>	可燃粗大ごみの車両台数は、把握しておりません。
105	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	9	第1章	第2節	4	(3)	搬入車両台数	<p>(要求水準書添付資料5)搬入車両台数実績(ピーク時)において提示いただいた車両台数には、異なるごみ種を混載している車両も含まれているという理解でよろしいでしょうか。その場合、可燃ごみ・不燃ごみ・資源物の直接搬入車両のうち、繁忙期のみでも構いませんので、以下のような混載車両の台数に関するデータをご提示いただけないでしょうか。</p> <p>・単独搬入 可燃のみ:○台 不燃のみ:○台 資源のみ:○台 ・2種混載 可燃・不燃:○台 可燃・資源:○台 不燃・資源:○台 ・3種混載 可燃・不燃・資源:○台</p>	混載車両台数に関しては、把握しておりません。
106	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	9	第1章	第2節	4	(3)	搬入車両台数	<p>(要求水準書添付資料5)搬入車両台数実績(ピーク時)ではピーク時における搬入車両台数の実績をご提示いただいております。通常時および繁忙時における搬入車両の渋滞対策検討のために、過去3年間分程度の日あたりの台数および時間帯別台数をご提示いただけないでしょうか。</p>	「要求水準書添付資料21 搬入車両台数実績(平常時・ピーク時)」及び「要求水準書添付資料22 一般車持込ごみ月報」をご参照ください。
107	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	10	第1章	第1節	6	(2) ①	発電	<p>「発電した電力は、本施設、事業敷地内既存施設及び将来整備予定のマテリアルリサイクル推進施設、周辺公共施設(屋内プール)で利用し」とありますが、本施設全炉休止時における各施設への給電の可否についてご教示願います。全炉休止時にも給電が必要な施設については、電力会社との契約電力量の設定のために、各施設の必要給電量及び給電開始日をご教示願います。</p>	全炉休止時は各施設へ電力供給する必要はありません。 電力量は、No.6をご参照ください。
108	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	11	第1章	第2節	6		余熱利用計画	<p>「周辺公共施設(屋内プール)へ温水により余熱(3GJ/h程度を想定)を供給する。」とありますが、この「3GJ/h」は屋内プールで使用される「有効熱量」と理解すればよろしいでしょうか。また、屋内プール側にて所定の能力の熱交換器を設けるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
109	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	11	第1章	第2節	6	(2) ③	場外余熱利用	<p>エネルギー回収型廃棄物処理施設から温水プール間の配管については、供給する温水の配管径、取り付け箇所をご教示願います。また、取り付け方法については、管理区域境界部にバルブを設け、バルブまでを工事区分と考えてよろしいでしょうか。</p>	温水プールの詳細の位置は決まっておらず、取り付け箇所については現在の図面の位置としてください。 管理区域境界部を工事区分とし、取り付け方法については事業者提案とします。

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
110	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	12	第1章	第2節	8	(2)	②	生活排水 表11 下水道放流に対する基準値	要求水準書の下水道放流に対する基準値にて、六価クロム化合物の許容限度が0.5mgとありますが、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令(令和6年4月1日施行)にて、六価クロム化合物の許容限度が0.5mg/Lが0.2mg/Lに改正されております。六価クロム化合物の許容限度は0.2mg/Lと考えてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。 要求水準書を修正します。
111	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	14	第1章	第2節	8	(3)	(4)	騒音・振動	本施設から発生する騒音および振動の敷地境界における基準値が明記されていますが、敷地境界とは事業実施区域と考えてよろしいでしょうか。また、既存施設から発生する騒音・振動については、事業者では想定することが困難なため、本規制値から除外させていただきますようお願いいたします。不可の場合、新ごみ処理稼働後に想定される既存施設の騒音・振動データをご提示いただけますようお願いいたします。	前段についてはお見込みのとおりです。 後段については事業者が作成する引渡性能試験要領書にて明記したうえで、本市と協議することとします。
112	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	18	第1章	第2節	6	(2)		災害対策	排出コンベヤ等への消火設備設置について、湿潤されている焼却灰や可燃分のない飛灰など発火の恐れが無いと判断できる十分な根拠があれば対応しなくてもよいと考えてよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
113	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	20	第1章	第4節	1			使用材料規格	空気調和・衛生工学会規格(HASS)の名称でしたが、2003年より、空気調和・衛生工学会規格(SHASE)に変更されているため、空気調和・衛生工学会規格(SHASE)を準拠いたしますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 要求水準書を修正します。
114	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	20	第1章	第4節	1	(1)		使用材料規格	「(1) 本要求水準書で要求される機能(性能・耐用度を含む)を確実に満足できること。」と記載ありますが、国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績をもつ工場であれば、ボイラ及びプラント鉄骨等を海外でも製作できるものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、事前に本市の承諾を受けるものとします。
115	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	20	第1章	第4節	1	(2)		使用材料規格	「(2) 原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等とすること。」と記載ありますが、ボイラ非耐圧部材やプラント鉄骨等については国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績があれば成分・強度がJIS規格と同等の海外規格材を海外で調達し使用できるものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
116	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	20	第1章	第4節	1	(2)		使用材料規格	「(2) 原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等とすること。」と記載ありますが、ボイラの耐圧部材に関しては「発電用火力設備の技術基準」で認められているJIS材と同等のASME材を海外で調達し使用できるものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
117	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	20	第1章	第4節	1	(5)		使用材料規格	「(5) 検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において本市が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。」と記載ありますが、お立会い検査に必要な費用を建設事業者が負担することで、海外工場でも検査を実施できるものと解釈してよろしいでしょうか。	原則、国内での検査とします。
118	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	21	第1章	第5節	1	(6)		試運転	「～必要なごみ量については、本市と事前に協議し、確保すること。」とありますが、事業者としては、試運転に必要なごみ処理量の提示をするという理解でよろしいでしょうか。なお、事前にご提示したごみ量が集まらない場合は、性能試験の期間短縮や試運転工期の変更等についてご協議願います。	お見込みのとおりです。 なお、ごみ量不足が想定される場合は、本市と試運転内容を協議の上、試運転を行うものとします。
119	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	21	第1章	第5節	3	(1)		試運転及び運転指導にかかる経費	本施設引渡しまでの試運転及び運転指導に必要な経費は建設事業者の負担との事ですが、既存施設や自営線への供給の電力量分は大村市様の負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
120	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	22	第1章	第6節	1	(2)		その他の保証事項	煙突に関する笛吹き現象及びダウンウォッシュが生じないことの確認条件についてご教示願います。	定格運転時に目視により確認とします。
121	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	25	第1章	第6節	2	(4)	5 6 7	表21 引渡性能試験方法	測定場所に「敷地境界4箇所」と記載のある項目については、添付資料1でお示しいただいている事業実施区域の境界と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
122	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	26	第1章	第6節	2	(1)	③	表21 性能試験方法 ガス温度等	備考欄に「測定開始前に、計器の校正を本市立会いのもとに行う。」とありますが、製造メーカー工場における校正証明書を提示することに代えさせていただきますとよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
123	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	27	第1章	第6節	2	(4)	15	表21 引渡性能試験方法	非常用発電機はJISB8041に準じるとありますが、ディーゼル式を採用する場合は、JISB8014に準じるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
124	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	27	第1章	第6節	2	(4)	17	表21 引渡性能試験方法	「夏季における定格運転状態で行うこと」とありますが、空冷式蒸気復水器の性能測定は予備・引渡性能試験時には実施せず、運営開始初年度の夏季に実施すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答		
125	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	28	第1章	第7節	1	(2)	②	防水保証	「防水工事等については下記の期間を基準とし、保証年数を明記した保証書を提出すること。」と記載されていますが、塗布防水及び防食塗装の保証年数についての記載がございません。塗布防水及び防食塗装の保証年数については、塗膜防水と同様の5年と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
126	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	29	第1章	第7節	1	(2)	②	エ	防水保証	躯体防水で5年保証との記載がありますが、躯体防水とは水密性鉄筋コンクリート造による防水と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
127	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	30	第1章	第8節	4	(1)			マテリアルリサイクル推進施設	マテリアルリサイクル推進施設の電気諸条件は、設計協議においてご指示いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
128	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	30	第1章	第8節	4	(2)			解体撤去工事後の引き渡し条件について	本工事では工事範囲外となる、し尿処理施設及び車庫棟解体撤去工事等が完了した後の引き渡し地盤レベルをご教示願います。また、地盤レベルは一定で、整地された状態という理解でよろしいでしょうか。大型重機での走行および施工可能な地耐力が確保された状態で引き渡されるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
129	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	30	第1章	第8節	4	(2)			解体撤去工事後の引き渡し条件について	解体撤去工事について、(2)し尿処理施設、(3)樹木、(4)車庫棟の他、浄化槽汚泥貯留槽、倉庫棟(車庫棟北側の隣接施設)、NTT蓄電設備、外構、埋設配管など、整備区域(～R12.6)内の構造物は地中も含め貴市にて解体撤去を行う為、工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
130	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	30	第1章	第8節	4	(3)			植栽、芝張	154ページ第3章第3節3(3)植栽・芝張工事にて、「既存樹木の保全及び調和に配慮した緑化計画とすること。」と記載がありますが、一方で、第1章第8節工事範囲、4.工事範囲外の項目に「樹木伐採・除根」と記載があります。敷地の引き渡し時に敷地内に残地されている樹木がありましたら、範囲、樹種、本数等をご教示願います。	整備区域内の樹木に関しては、本市にて全て撤去予定です。
131	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	30	第1章	第8節	6	③			工事範囲外	工事範囲外工事について、樹木伐採、伐根範囲図をご提示願います。また、管理棟解体撤去・駐車場整備工事には、既存外構舗装撤去、駐車場範囲の雨水排水側溝、柵等も含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書添付資料3の管理棟解体撤去・駐車場整備工事について、紫で色付けした区域の既存外構舗装撤去、駐車場範囲の雨水排水側溝、柵等の撤去は本市で行います。
132	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	30	第1章	第8節	6	③			工事範囲外	貴市にて別途発注する管理棟解体撤去、駐車場整備工事に関して、駐車場内に設置する急速充電器の設置工事、そこに至る埋設配管、給電ケーブル敷設工事についても、駐車場整備工事と一体的な施工となるものと考えられますが、本事業範囲外と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、既存管理棟手前までの配管は事業者にて実施願います。
133	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	30	第1章	第8節	6	③			工事範囲外	本工事の土木・建築工事着工時点では、整備区域等の車庫棟、し尿処理施設の解体が完了していることだけでなく、整備区域範囲内(建設工事範囲)のアスファルト舗装、道路側溝、フェンス、埋設物等の撤去等も含み完了し、更地の状態で引き渡されるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
134	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	31	第1章	第9節	1	(5)			提出図書 共通事項	1.共通事項(5)「基本設計図書及び実施設計は次の図書(最新版)に準拠して実施すること」とありますが、本事業契約締結時点での図書最新版を準拠することでよろしいでしょうか。	原則、契約締結時点での図書最新版に準拠するものとしませんが、実施設計時において図書の更新があった場合は発注者に報告するものとします。
135	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	31	第1章	第9節	1	(5)	①		敷地測量図	敷地測量図とそのCADデータをご貸与願います。	「要求水準書添付資料15 現況図」をご参照ください。CADデータは希望者に提供します。
136	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	35	第1章	第10節	1	(2)			立会検査及び立会試験	建築基準法による工事監理者について記載がありませんが、貴市にて委託する施工監理同様に事業者業務対象外と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
137	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	37	第1章	第12節	1		表22		表22 関係法令等(参考)	実施方針に関する質問回答No.56より、貴市にて実施された土壌汚染状況調査において、土壌汚染対策法上の基準値を超える鉛が溶出された基準不適合範囲は、事業着手前に貴市にて撤去される予定との事ですが、土壌汚染対策法第4条の形質変更の届出を行った際に調査命令は出ないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
138	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	38	第1章	第12節	2				許認可申請	上水引き込み、下水道放流について、貴市にて実施の上下水道課との事前協議内容をご提示願います。	開示できる資料はございません。

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
139	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	38	第1章	第12節	2		許認可申請	電力引き込み、送電に関して貴市にて実施の電力会社の事前協議内容をご提示願います。	開示できる資料はございません。
140	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	38	第1章	第12節	2		許認可申請	本事業計画に関して、大村湾の港湾管理者との事前協議内容をご提示願います。	開示できる資料はございません。
141	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	38	第1章	第12節	2		許認可申請	本事業計画に関して、建築基準法51条に基づく敷地の位置の指定等、貴市都市計画課との事前協議内容をご提示願います。	開示できる資料はございません。
142	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	38	第1章	第12節	2		許認可申請	整備区域の一部、工所用仮設搬入道路が事業実施区域を超えた位置に計画しておりますが、超えた部分については隣地の森園公園側の敷地と理解してよろしいでしょうか。また、森園公園を管轄する貴市の河川公園課との事前協議内容をご提示願います。	開示できる資料はございません。
143	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	38	第1章	第12節	2		許認可申請	工場立地法の届出は今回事業範囲単体で提出するものではなく、将来整備建物を含めた敷地全体で提出するという理解でよろしいでしょうか。この場合、事業者にて工場立地法の届出は行わず、将来のリサイクル施設建設時に合わせて提出されるものと考えてよろしいでしょうか。	工場立地法の届出は、令和8年度に本事業区域で行う予定です。
144	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	38	第1章	第12節	3	(2) ②	作業日及び作業時間	「作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時30分までとする。」と記載がありますが、現場状況によっては午前8時00分から午後17時00分までとすることをお認めいただけますでしょうか。	事業者と協議の上、決定するものとします。
145	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	38	第1章	第12節	3	-3 ①	現場代理人の配置	現場代理人の配置については、工事進捗に合わせた配置としてよろしいでしょうか。 例：土建工事期間では土建工事構成会社から、プラント工事着工後はプラント工事構成会社から選任するなど。	ご提案を認めます。
146	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	38	第1章	第12節	3	-3 ③	監理技術者の配置	監理技術者の配置について、構成企業の中から土建工事・プラント工事のそれぞれの該当現地工事期間に別々に配置するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
147	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	38	第1章	第12節	3	(3) ③	現場管理	監理技術者の配置について、共同企業体の構成企業の中から土建工事、プラント工事それぞれ該当工事期間中、別々に配置するものとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
148	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	38	第1章	第12節	3	(3) ③	現場管理	「現場代理人は」工事を管理すること。現場代理人は、工事の管理上必要な知識と経験を有するものとする。」とありますが、共同企業体(分担施工方式)の場合、プラント工事の現場代理人の常駐は、プラント工事着手時(準備工事を含む)からでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
149	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	38	第1章	第12節	3	(3) ③	現場管理	「建設業法に基づき監理技術者を配置すること。」とありますが、監理技術者について、設計製作期間と工事期間での交代は認めていただけますでしょうか。	工場から現地へ工事の現場が移行する場合は、交代可能です。ただし、市が変更理由を妥当と判断した場合に限りです。
150	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	38	第1章	第12節	3	(3) ④	資材搬入路	資材置き場等への搬入路は貴市と協議の上ではありますが、周囲に支障が生じないことを前提に既設出入口を利用してもよろしいでしょうか。	原則、別途設けることとします。
151	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	39	第1章	第12節	3	(4) ③	施工管理	(4) 施工管理の③実施設計担当者による管理「実施設計担当者が施工図・工作図の確認、自主検査を行うこと。構造設計担当者は、構造に関する自主検査を行うこと。」とありますが、検査報告書は施工の自主検査報告書と兼ねるものとしてよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
152	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	39	第1章	第12節	3	(5) ⑨	工事中の公害対策	「汚染水が土壌等に流出しないよう、防液堤等を設けて汚染防止すること。」と記載がありますが、本工事着手時には土壌汚染は無いものとして考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
153	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	39	第1章	第12節	3	(5) ⑩	工事中の公害対策	「本工事から生じる排水は、仮設沈砂池又は濁水処理プラントで処理した後に、排水側溝へ接続し、排水すること。」とありますが、工事中の排水放流先となる排側溝の流出点をご教示願います。	「要求水準書添付資料15 現況図」をご参照ください。
154	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	39	第1章	第12節	3	(5) ⑩	工事中の生活排水	工事中の生活排水については、施設と同様に下水道放流と考えてよろしいでしょうか。	下水道放流で構いませんが、下水道部局との協議が必要となります。
155	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	40	第1章	第12節	3	(6) ②	振動	特定作業を行わない場合に遵守すべき基準は、表24と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
156	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	43	第2章	第1節	1	(1)	③	階段傾斜角	「階段傾斜角 主要通路は40度以下」とありますが、狭小地のため建屋を極力小さくする必要がありますことなどから、一般的な許容角度である45度以下とさせていただけないでしょうか。	従業者のみが常用する階段については、ご提案を認めます。
157	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	43	第2章	第1節	1	(3)	⑥	その他	「手摺りの支柱間隔は1,100mm(有効)とすること」とありますが、安全性を考慮し実績のある手摺形状により支柱間隔は事業者提案とすることは可能でしょうか。	同等以上の安全性を担保できる形状であれば、ご提案を認めます。
158	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	43	第2章	第1節	1	(3)	⑩	歩廊・階段・点検床等	「点検口付近の床は、チェッカープレート(3.2mm以上)を重ね敷きすること。」とありますが、弊社では重ね敷きの場合は2.3mmを採用しており、問題はありません。チェッカープレートの重ね敷きは2.3mmとさせていただいてよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
159	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	43	第2章	第1節	1	(3)	⑩	その他	「点検口付近の床は、チェッカープレート(3.2mm以上)を重ね敷きすること」とありますが、弊社では重ね敷きの場合は2.3mmを採用しており問題はあります。2.3mmとさせていただけないでしょうか。	No.158の回答をご参照ください。
160	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	44	第2章	第1節	5	(10)		機器構成	密閉式ベルトコンベヤの場合は、巡回点検時の巻き込まれリスクが少ないため、安全対策は引き綱ではなく、機側へ緊急停止釦を設置することでよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
161	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	46	第1章	第12節	12			塩害対策	既存施設において実施している塩害対策を参考にさせていただきたいため、対策内容をご教示願います。	開示できる資料はございません。
162	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	46	第2章	第1節	15			電波障害対策	「障害の発生を防止すること」とありますが、一般的に工事中の電波障害対策は事業者範囲、運営開始以降の電波障害対策は発注者の範囲と考えます。	お見込みのとおりです。
163	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	46	第2章	第1節	15			電波障害調査	建設事業者は、建屋及び煙突の形状等を考慮して、電波障害の調査を行い、障害の発生を防止すること。電波障害が生じた場合、建設事業者と本市は協議を行うものとする。建設事業者は、施工中の工事車両・機器による電波障害防止にも配慮すること。とありますが電波障害の恐れのある電波の種類と方向をご提示ください。施工中の工事車両・機器による電波障害防止は事業者にて配慮いたしますが、施設が完成に伴う電波障害が生じた場合は入札説明書添付資料7リスク分担表「本市の提示条件不備、要求変更」に起因するものにと考えてよろしいでしょうか。	前段の質問について、事業者にて調査願います。 後段の質問について、No.162の回答をご参照ください。
164	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	49	第2章	第2節	1	(5)	⑱	計量機	「混載ごみ(燃やせるごみと燃やせないごみ等が混載された状態)を搬入する直接搬入車両に対し、燃やせるごみを個別に計量できるようにすること。」とありますが、以下の点についてご教示願います。 ①分類は燃やせるごみと、それ以外の2種類の区分けのみでしょうか。 ②計量の目的は清算に使用するためでしょうか。 ③②にも関係いたしますが、計量の精度、記録・保管についてのお考えをご教示願います。	①についてはお見込みのとおりです。 ②については精算ではなく燃やせるごみの搬入量把握を目的としています。 ③計量の精度は「第2章 第2節 1 計量機」と同等以上とします。
165	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	50	第2章	第2節	3	(3)	②	プラットフォーム出入口扉	プラットフォーム出入口扉に関して、SUS製の条件となっておりますが、事業者提案としていただけますでしょうか。	耐久性、耐腐食性、騒音対策において実績のある材質、形式であればご提案を認めます。
166	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	50	第2章	第2節	3	(3)		プラットフォーム出入口扉	プラットフォームの出入口扉はSUSかつ15秒以内での開閉となっております。この場合、SUS製の高速高頻度シャッターが市場に無いことから、引戸タイプの大型扉を採用するしかなくなります。より高速開閉が可能で、実績も多数あり、臭気対策にも優れるアルミ製の高速高頻度シャッターのご提案は可能でしょうか。	ご提案を認めます。 No.165の回答をご参照ください。
167	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	50	第2章	第2節	4	(2)		ごみ投入扉	ごみ投入扉は4基以上(ダンピングボックス含む)とありますが、傾斜投入式のダンピングボックスを採用する場合、ダンピングボックスの本体底部でピット内臭気が漏れないようにシールできる構造となります。そのため、ダンピングボックス用扉を設置しないことをご認めいただけないでしょうか。	ダンピングボックスは傾斜投入式とする場合、ダンピングボックス用の投入扉は不要としますので、数量については要求水準書を修正します。
168	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	51	第2章	第2節	4	(1)		ごみ投入扉形式	観音開き式のご指定ですが、ダンピングボックス用の扉はシャッター等の別形式の提案も可とさせていただけないでしょうか。	ダンピングボックス用の投入扉を設置する場合はご提案を認めます。また、No.167の回答をご参照ください。
169	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	51	第2章	第2節	4	(5)	⑦	ごみ投入扉	ごみピットを2段式とする場合、ごみの積上げは投入扉のないピット(ごみ投入ホップ側ピット)にて行います。その場合、投入扉の破損・変形に対してはごみの荷重を考慮しないものとしてよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。 また、No.167の回答をご参照ください。

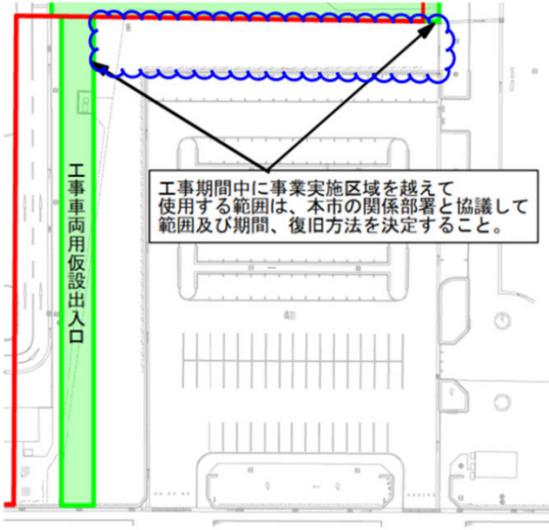
No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
170	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	51	第2章	第2節	4	(5)	⑦	ごみ投入扉	形式が観音開き式となっています。ごみピットを2段式とする場合、ごみの積上げは投入扉のないピット(ごみ投入ホッパ側ピット)にて行います。従い、ダンピングボックス前のごみを積み上げることはなく、ダンピングボックス用の扉については、機能上も問題なく、プラットホームスペースを有効に利用できるシャッター式を採用してよろしいでしょうか。	No.168の回答をご参照ください。
171	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	51	第2章	第2節	5	(1)		ダンピングボックス形式	アンケート時の「傾動型」から「傾斜投入式」のご指定に変更となっていますが、貴市計画および設計要領を確認するとどちらも同じく本体を傾けてごみピットに投入する方式とお見受けします。形式の記載を変更された意図と、設計で考慮すべき点について、ご教示いただけないでしょうか。	傾胴式の場合、投入扉が開いてから作動となるため、運営面での利便性や投入時間の短縮、機器点数の削減を勘案し、投入扉を必要としない傾斜投入式としています。設計においては、特に作業員等の安全面(転落防止対策)及びごみピットからの悪臭漏洩にご留意ください。
172	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	52	第3章	第2節	6	(5)	⑥	ごみピット	「ごみクレーン受梁レベルまでは、原則としてSRC造とすること」と記載されておりますが、当該レベルを除く地上階のSRC造範囲は、耐震性能や防臭性能を確保した上での事業者提案とさせていただきます。よろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
173	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	55	第2章	第2節	9	(5)	④	脱臭装置	「容量はごみピット室(プラットホーム床面レベル以上)の換気回数1回/h以上とすること」とあります。脱臭装置の換気対象容量はごみピット室からごみピット容量の範囲を除外した容量と考えます。2段ピット方式を採用する場合のごみピット容量については、要求水準書52ページ6.(5)③において、「ごみピット容量の算定は原則として、ごみ投入扉下面の水平線(プラットホームレベル)以下の容量とし、2段ピットとする場合のごみ投入ホッパ側ピット容量の算定は、ごみピットを2段に分ける構造物の高さを上限とする」と明記されています。以上より、脱臭装置の換気対象容量については、ごみピット室から、上記に示すごみピット容量を除外した範囲と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
174	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	55	第2章	第2節	9	(5)	⑤	脱臭装置	全停止期間以上の連続運転能力とは、1年間の全炉停止期間以上という理解でよろしいでしょうか。	ご質問の箇所の解釈は、事業者が想定する1回あたりの最長の全炉停止期間以上という意味です。
175	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	56	第2章	第2節	10			薬液噴霧装置	形式[移動式高圧噴霧式]とあり、移動式の場合は、(4)付属品の[自動希釈装置]、(5)特記事項①の[噴霧箇所は任意に設定できること]など、移動式にない機能は不要としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
176	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	57	第2章	第3節	1	(5)	⑩	特記事項	「炉室側からごみ投入ホッパへ直投できる構造とすること。」とありますが、具体的な投入方法は事業者提案でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、安全対策及び臭気漏洩防止対策を講じてください。
177	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	63	第2章	第4節	1	(1)	⑤	ボイラ 特記事項	圧力計についてITVによる中央制御室での監視とありますが、指針の目視よりも伝送器付圧力計とすることによる監視が容易となるため、圧力計を監視するITVは不要と考えてよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
178	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	67	第2章	第4節	6	(1)	③	ア ボイラ用薬液注入装置	注入量制御は【遠隔手動、現場手動】とありますが、日常的に濃度を变化させることは行わないため、注入量制御は現場手動のみとすることをお認めいただけないでしょうか。	ご提案を認めます。
179	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	68	第2章	第4節	6	(1)	⑤	オ ボイラ用薬液注入装置	中央制御室に液面を表示することとありますが、溶解槽はレベルが低下すると薬剤原液および純水を自動的に補給します。液面を常時監視する必要はないため、中央制御室への液面表示をなくすことをお認めいただけないでしょうか。液面上下警報は設置し、適切に運用いたします。	ご提案を認めます。
180	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	68	第2章	第4節	7	(1)	⑤	オ 特記事項	「本施設内の不要蒸気ドレンは、独立の配管でブロータンクまで集めること。」とありますが、ドレンの排出に問題がない範囲で合流することよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
181	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	69	第2章	第4節	7	(2)	②	サンプリングクーラ 給 水用	1基/炉のご指示ですが、脱気器からボイラ給水ポンプまでは共通1系統としておりボイラ給水ポンプにて2系統に分岐します。サンプリングは脱気器からボイラ給水ポンプまでの配管より行うため、2炉に対して1基としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
182	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	69	第2章	第4節	7	(3)	④	ブロータンク 付属品	ブロータンク内の流入蒸気は大気圧のため、最大100℃となります。監視不要と考えるため温度計は設置不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
183	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	70	第2章	第4節	8	(1)	⑤	高圧蒸気だめ 特記事項	高圧蒸気だめにおいて、熱利用の観点から減圧することは適切でないため、減圧弁は不要と考えてよろしいでしょうか。また、安全弁については、高圧蒸気だめに直結する各ボイラの過熱器にそれぞれ設置するため、不要と考えてよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
184	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	77	第2章	第5節	3	(1)	③	HCl/SOx濃度	HCl濃度入口[ ]ppm、SOx濃度入口[ ]ppmについて、応募者提案となっておりますが、適切な入口濃度選定の為、現大村市環境センターのごみ処理施設における集じん器入口濃度の定期分析データがありましたらご提供願います。また、分析データがない場合につきましては、現大村市環境センターのごみ処理施設の以下運転帳票データ等(直近3年分)及び消石灰の種類(特号または高反応消石灰)についてご教示願います。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理量</li> <li>・消石灰使用量</li> <li>・集じん器入口排ガス温度</li> <li>・集じん器入口塩化水素濃度</li> <li>・煙突排ガス流量</li> <li>・煙突排ガス硫酸化物濃度</li> <li>・煙突排ガス塩化水素濃度</li> <li>・煙突排ガス酸素濃度</li> <li>・煙突排ガス水分濃度</li> </ul>	「要求水準書添付資料23 運転帳票データ」をご参照ください。 消石灰の種類は特号aです。
185	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	77	第2章	第5節	3	(1)	④ ⑤	エ ク HCl、SOx除去設備	「薬剤供給プロワ3基(交互運転)」と記載がありますが、交互運転ではなく、常用2基、予備1基の計3基とすることをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
186	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	78	第2章	第5節	4	(6)	⑥	安全弁、放出管、除外装置	使用薬剤に揮発性薬品を使用しない場合は本項に示す機器、設備類は設置不要と考えてよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
187	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	78	第2章	第5節	4	(6)	⑥	NOx除去設備	「安全弁、放出管等からの放出ガスは、除害装置を設置し放出ガス及び漏れたガスの拡散を防ぐこと。」とありますが、尿素水はアンモニア成分の揮発性がほとんどないため、NOx除去薬剤として尿素水を使用する場合は除害装置の設置は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
188	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	81	第2章	第6節	3			場外用温水発生設備	周辺公共施設(屋内プール)へ温水の温水供給は、年間の変動があるものと想定しますが、プール側の詳細条件は今後決まるものと思料します。 よって、応札段階においては暫定として通年一律で、3GJ/h(有効熱量)にて熱利用を見込む考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
189	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	81	第2章	第6節	3			場外用温水発生設備	供給温水温度、戻り温水温度をご指定ください。 事業者にて提示する場合は、提示した供給温水温度、戻り温水温度にて屋内プールの設計がなされるとの考えでよろしいでしょうか。	屋内プールの詳細については、設計前のため現時点では不明です。事業者にて提示する供給温水温度、戻り温水温度は参考とします。
190	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	81	第2章	第6節	3	(3)	①	場外用温水発生設備	「供給熱量3.0GJ/h」とありますが、熱利用率を算出する上で、本項における“供給熱量”は、供給施設側で消費される熱量との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
191	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	81	第2章	第6節	3	(3)	③	場外用温水発生設備	「本施設が全炉休止期間中においては、周辺公共施設(屋内プール)への温水供給は不要とする。」とありますが、事業者提案の運転計画上の休炉日を除く期間において24時間熱量の供給をし続けるとして算出するものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
192	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	81	第2章	第6節	3	(5)		場外用温水発生設備	場外用温水発生設備の検討のために、屋内プール側で想定している流体条件(流量、往還温度)及び温水プール側のフロー、機器仕様をご教示願います。	屋内プールの条件等は設計前のため、現時点では提示できません。
193	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	87	第2章	第7節	8	(3)	②	煙道材質	煙道材質は耐硫酸露点腐食鋼とありますが、煙道と接続する機器の材質は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご提案を認めますが、腐食防止対策を講じてください。
194	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	87	第2章	第7節	8	(5)	⑤	煙道	「継目の溶接は、内側全周溶接とすること。ただし、内部からの溶接施工ができない部分についてはこの限りでない。」とありますが、本施設の炉規模から算出される排ガス量およびガス流速を基に検討すると煙道内部は狭いため、作業スペースが確保できないことから、内側溶接は施工不良による品質悪化の懸念があります。つきましては、内側全周溶接対象は煙道とフランジの接合部とし、その他は外側からのみの全周溶接と考えてよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。ただし、製作に先立ち、製作要領書・検査要領書の提出のうえ、発注者の承諾を受けてからの製作とするものとします。
195	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	87	第2章	第7節	9	(3)	⑤	煙突	材質について[SUS316L]のご指定がございましたが、ろ過式集じん器以降については排ガスの脱塩脱硫がなされていることから、頂部ノズルを除く材質について、煙道と同様の耐硫酸露点腐食鋼の採用をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
196	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	89	第2章	第8節	1	(5)	④	落じんコンベヤ	摺動面のライナープレートについて、機器本体の耐用年数に相当する摩耗代を確保する場合には対応不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
197	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	89	第2章	第8節	1	(5)	④	落じんコンベヤ仕様	落じんコンベヤに『④摺動面にはライナープレートを張り付け、ライナープレートを容易に交換できる構造とすること』とありますが、交換作業の手間や時間を考慮し、摺動面の厚さを増やして仕様寿命を長くする方法を提案してもよろしいでしょうか。	No.196の回答をご参照ください。
198	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	90	第2章	第8節	2	(5)	エ	灰押出装置	摺動面のライナープレートについて、機器本体の耐用年数に相当する摩耗代を確保する場合には対応不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
199	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	90	第2章	第8節	3	(5)	④	灰搬送コンベヤ	摺動面のライナープレートについて、機器本体の耐用年数に相当する摩耗代を確保する場合には対応不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
200	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	91	第2章	第8節	5	(1)		灰ピット(1)形式	ごみピットは「水密性鉄筋コンクリート」ですが、灰ピットは「水密鉄筋コンクリート」となっており、誤記という認識でよろしいでしょうか。	「水密鉄筋コンクリート」が正です。要求水準書を訂正します。
201	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	92	第2章	第8節	6	(5)	④	灰クレーン	「灰クレーン制御用電気品は専用室に収納し」とありますが、騒音及び発熱に対して十分配慮することを前提として、操作室と共用とすることをお認めいただけないでしょうか。	ご提案を認めます。
202	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	93	第2章	第8節	7	(5)	⑦	飛灰搬送コンベヤ	摺動面のライナープレートについて、機器本体の耐用年数に相当する摩耗代を確保する場合には対応不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
203	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	96	第2章	第8節	8	(5)	カ	飛灰処理物搬送コンベヤ	摺動面のライナープレートについて、ベルトコンベヤなどコンベヤ形式により適さない場合には対応不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
204	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	98	第2章	第9節	2		⑨	水槽類	プラント用水受水槽について「上水の供給が停止した場合」に「上水供給に切り替えられる」ことをご指示されております。記述に矛盾があると思われるため、本項の要求事項についてご説明をお願いいたします。	「上水供給にも切り替えられるようにすること」の部分は削除します。
205	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	98	第2章	第9節	2	(2)	⑩	水槽類	「機器冷却水槽の容量については、毎時平均冷却水量の10～20分程度とすること」とありますが、前段にあるプラント用水受水槽にて当該容量を確保する場合には、機器冷却水槽容量を事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
206	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	99	第2章	第9節	3	(1)		消火栓ポンプ	交互運転のご指示ですが、非常時のみの運転であり、認定品の消火栓ポンプユニットはポンプ1基のため、1基としてよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
207	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	99	第2章	第9節	3	(1)		ポンプ類 表 26 ポンプ類仕様一覧	交互運転のご指定がございしますが、水中ポンプにつきましては、着脱装置の設置による交換作業の迅速化を実現した上で、劣化防止の観点から予備機を倉庫保管とさせていただけないでしょうか。	ご提案を認めます。 本表について一部記載を修正します。
208	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	101	第2章	第10節	1			ごみピット排水	「ごみピット排水は、炉内噴霧によりごみと併せて焼却処理すること。なお、プラントホーム洗浄排水は、ごみピット排水と同様に扱うものとする。」とありますが、ごみ質が低い場合での安定運転の観点から、プラントホーム洗浄排水は、プラント排水と同様に場内排水処理装置にて適切に処理したうえで場内再利用としてもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
209	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	101	第2章	第10節	1	(1)		ごみピット排水貯留槽	「ごみピット排水は、炉内噴霧によりごみと併せて焼却処理すること。」とありますが、ごみピット汚水貯留槽とごみピット排水移送ポンプを設置することを前提に、処理方式は実績多数のごみピット返送をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
210	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	103	第2章	第10節	2	(1)		水槽類	「薬剤タンクの容量は、薬剤搬入車(タンクローリ等)の受け入れが可能なものとする」とありますが、使用量が少ない一部の薬品(凝集剤、キレート)については手投入で行うため、ローリー受入れ対象外とさせていただけないでしょうか。	ご提案を認めます。
211	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	104	第2章	第11節	1	(1)		電気設備	実施方針では大村市役所新庁舎への送電を行うように記載がございましたが、本入札書類ではその記載がございません。大村市役所新庁舎への送電は実施しないという理解でよろしいでしょうか。	自営線での送電は行いません。

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答	
212	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	104	第2章	第11節	1	(1)		電気設備	周辺公共施設(屋内プール)単独での受電の有無について、ご教示願います。	屋内プールへは自営線での送電を想定しています。	
213	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	104	第2章	第11節	1	(5)		受電電圧、送電容量	受電電圧は電力会社の規定による、送電容量は電力会社との協議によるとありますが、電気方式にて受電電圧は6.6kVとご指定があります。したがって、受電電圧は6.6kVとし、6.6kVにおける最大送電容量2000kWとして計画を行うものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
214	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	105	第2章	第11節	2	(4)	エ	特記事項	屋外に設置する盤類の主要材質はSUSとすること。」とありますが、現場盤については、耐食性を有するアルミダイキャスト製やポリカーボネート製の汎用性が高い製品の使用を提案してもよろしいでしょうか。	操作盤についてはご提案を認めます。 制御盤については要求水準書の通りとします。	
215	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	106	第2章	第11節	4	(4)	エ	保安動力用変圧器	保安動力用変圧器の記載がありますが、非常用発電機は1炉立上にも使用し、その負荷はプラント動力変圧器と保安用動力用変圧器に分離することが困難と考えます。プラント動力変圧器に統合したシステム(保安用動力用変圧器を設置しない)を提案してもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。	
216	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	106	第2章	第11節	4	(4)	④	エ	保安動力用変圧器	運用の利便性および経済性の観点からプラント動力変圧器と保安動力用変圧器を統合した電気システムを提案してもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
217	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	106	第2章	第11節	4	(5)		高圧進相コンデンサ	高圧進相コンデンサをご指定ですが、力率改善・高調波抑制効果・経済性等検討した上で、低圧進相コンデンサを提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。	
218	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	107	第2章	第11節	6	(1)	②	(エ)	非常用電源盤	数量中に非常用電源盤の記載がありますが、非常用発電設備(6kV級)で1炉起動を行うため、非常用電源系統の区分は必須ではないと考えています。電源系統区分は、事業者の提案とさせていただきます。よろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
219	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	108	第2章	第11節	8	(1)	②	ウ	非常用動力制御盤	数量中に非常用動力制御盤の記載がありますが、非常用発電設備(6kV級)で1炉起動を行うため、大部分の補機は炉用動力制御盤・共通動力制御盤に集約されます。動力制御盤の区分は、事業者の提案とさせていただきます。よろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
220	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	109	第2章	第11節	9			タービン発電設備	タービン発電機の休止時には、必要な電力を電力会社から買電するとありますが、休炉中の既存施設や自営線への供給の電力量分も建設事業者にて見込むとの考えでよろしいでしょうか。	既存施設への買電については市の負担とします。	
221	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	112	第2章	第11節	11	(1)	⑥	ア	無停電電源装置 直流電源装置 特記事項	「時間を明示すること」とありますが、負荷に供給できる時間を計算書として提出するという理解でよろしいでしょうか。	⑥特記事項については削除します。
222	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	113	第2章	第11節	12	(3)	⑤	エ	施工上の注意事項	「原則として積み重ねを行わないこと」とありますが、必要に応じ、事業者からケーブルサイズ計算を提示したうえで採用可否をご協議いただけるものと理解でよろしいでしょうか。	所定の電流低減率を考慮しても有利であるとの計算結果である場合は協議対象とします。なお、幹線ケーブルの積み重ねは不可とします。
223	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	118	第2章	第12節	3	(3)	②	ア	モニタ	見学者通路に設置するモニタの監視対象について、見学対象設備となっておりますが、映写する映像は事業者提案とさせていただきます。よろしいでしょうか。	映写する対象設備は事業者提案を可とします。
224	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	118	第2章	第12節	4	(1)		計装用空気圧縮機	形式はオイルフリー型とありますが、代表企業は油分除去装置を設置することで、給油式空気圧縮機の圧縮空気を計装用機器で問題なく運用している実績があります。そのため、オイルフリー型以外の形式(給油式)の提案をお認めいただけないでしょうか。	ご提案を認めます。	
225	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	118	第2章	第12節	4	(5)	ア	計装用空気圧縮機	「清浄器並びに消音器を経て吸気すること」とありますが、消音器なしでも十分に騒音値が低く(実績70dB(A)以下程度)、問題なく運用している実績がございます。そのため消音器を設置しないことをお認めいただけないでしょうか。	ご提案を認めます。なお、工場検査の段階で、ご提案の騒音値を超える場合は、消音器を追設してください。	
226	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	119	第2章	第12節	5	(1)	④	ア	中央監視盤	プロセスの稼働状況・警報等を中央監視盤に表示との記載ですが、中央制御室に設置するモニタへの表示に代える提案とさせていただきます。よろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
227	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	122	第2章	第13節	4	(5)	③		洗車装置	「プラント排水処理設備へ導水し」とありますが、洗車台数から推測される排水量は少ないことを鑑みて、ごみピット排水と同様に扱うことをお認めいただけないでしょうか。	ご提案を認めます。

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
228	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	126	第2章	第13節	11	(5)	⑤	作業環境用集じん装置	「炉内清掃用集じん装置と兼用する場合は、後段に作業環境用脱臭装置を接続するか、燃焼用空気として利用すること」とあります。 炉内清掃時は焼却炉のマンホールを開放し、炉室から吸気するため、臭気はほとんどありません。そのため、敷地境界の臭気条件を遵守することを前提に、脱臭装置を設置せず、集じん後は直接大気開放することをお認めいただけないでしょうか。	ご提案を認めます。
229	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	126	第2章	第13節	13	(3)	① ③	小動物の死骸受入貯留設備	小動物のための専焼炉は設置しないのご指定ですが、冷凍保管後運転員が炉室を通過して持ち運び、ごみ投入ホップに直投入するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
230	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	127	第3章	第1節	1	(1)		工事範囲	⑬ 既存設備・配管切替 一式とありますが、要求水準書本文中に記載がないため、具体的にどのような工事を指しているかご教示願います。対象となる既存設備、配管切替部の図面についてもご提示願います。	「要求水準書添付資料17 外構配管平面図」をご参照の上、本施設及び既存施設の運営に支障をきたさないよう工事を実施してください。
231	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	127	第3章	第1節	2	(1)	③④	災害対策	「③災害時に本施設内に滞在する本市職員及び見学者が本施設外に避難できなくなった場合も本施設内に滞在できること」と記載が有りますが、災害時の見学者を含めた滞在人数としては、防災備蓄倉庫(P141)に記載の90名としてよろしいでしょうか。 「④災害時には、大会議室兼研修室を近隣住民の避難所として開放する計画とする」と記載が有りますが、近隣住民の避難所としての滞在期間は、緊急避難的に1日としてよろしいでしょうか。また、住民の想定人数をご教示願います。	避難時の収容人数は約90名となります。なお、大雨等の緊急避難時の滞在期間は、1日から3日程度を想定しています。
232	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	128	第3章	第1節	2	(3)	①	周辺地域への配慮	「大村市新庁舎のデザインや色彩に配慮し、事業実施区域全体で調和のとれたデザインとすること。」とありますが、大村市新庁舎のデザインとは貴市HPにて公開されている、大村市新庁舎建設基本設計書【概要版】に記載の内容と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
233	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	128	第3章	第1節	2	(4)		仮設計画 ③仮設道路	工事車両出入口に関して、添付資料3では「地下構造物、外構、及び樹木の撤去」まで貴市にて施工いただけるような記載となっておりますが、要求水準書P128では詳細設計時に協議する旨が記載されております。工事車両用仮設出入口は本事業着手前に貴市にて更地(フェンス、樹木、その他支障物を撤去)にさせていただけると理解してよろしいでしょうか。	工事車両出入口に関しては、事業者で撤去することになります。
234	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	128	第3章	第1節	2	(4)		仮設計画 ③仮設道路	工事車両用仮設出入口の範囲に制御盤(NTT蓄電池?)のような構造物が設置されていません。整備区域(緑ハッチ区域)は更地で引き渡されると想定しますが、こちらの構造物は貴市にて着工前に撤去されると理解してよろしいでしょうか。	工事車両用仮設出入口の範囲にある制御盤は、工事着工前までに撤去します。
235	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	128	第3章	第1節	2	(4)	③	仮設道路設置について	工事車両出入口設置予定箇所の樹木の伐採・除根は貴市にて実施し、事業者は造成、道路敷設、仮囲設置(公園側含め)のみ実施する形でしょうか。架空線や既存柵、屋外ごみ置き場の撤去等、事業者側で現状実施すべき内容があれば詳細を記載願います。また、詳細設計時に変更があった場合は設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	樹木の伐採・除根も含めて事業者で実施ください。 架空線等の現状については事業者にて現地確認願います。なお、出入口について道路管理者及び警察協議が必要な点についてご留意ください。 工事車両出入口は仮設工事であるため、原則、設計変更対象外とします。

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
236	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	128	第3章	第1節	2	(4)	③	仮設道路	<p>下図雲マーク部の範囲は、同時期に施工予定である屋内プール建設工事の工事車両動線として計画されるものと想定いたします。本施設建設工事においても、同様に工事車両動線として使用させていただくことは可能でしょうか。可能な場合、事業者の建設工事開始時期(R8.4)より使用させていただくことは可能でしょうか。</p> 	現時点では不明のため、今後、プールの計画にあわせ協議を行うこととします。
237	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	128	第3章	第1節	2	(4)	④	仮設事務所他設置について	仮設事務所は原則事業実施区域内とするよう指示されておりますが、添付資料3に黄色枠で示される”資材置き場等”に仮設事務所や資材置場の設置は可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
238	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	129	第3章	第1節	2	(5)	④	安全対策	「車両の出入りに当たっては…通行時間帯をずらすなどの配慮を行い」と記載がありますが、工事車両が出入りできない時間帯が決まっていればご教示願います。	時間帯は決まっておりません。
239	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	129	第3章	第1節	2	(5)	⑤	安全対策	「建設事業者は、本市と協議の上、仮設道路及び仮設駐車場を必要に応じて事業実施区域に設置すること。」と記載がありますが、「(要求水準書添付資料3)整備区域等」にある「資材置き場等」については、建設事業者にて使用可能と考えてよろしいでしょうか。その場合、使用可能な時期をご教示願います。 また、当該箇所以外に、貴市が想定される仮設駐車場や資材置場として使用可能である範囲があればご教示願います。	お見込みのとおりです。 当該箇所以外では、整備区域内で工事に支障がない範囲であれば使用可と考えます。
240	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	130	第3章	第1節	3			施設配置計画	エントランス前の車寄せスペースについては、庇を設置するものを想定していますでしょうか。車寄せスペースについては、駐車場整備工事の一部として本事業範囲外として貴市にて実施頂くものと理解してよろしいでしょうか。	庇の有無や配置については来場者の利便性を踏まえて事業者にてご提案ください。駐車場の範囲は大村市にて実施しますが、安全性、利便性だけでなく施工性にもご配慮願います、
241	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	130	第3章	第1節	3	(1)	②	ウ 管理棟エントランス	管理棟エントランス前には車寄せスペースを設け、とありますが、計画・設計は先に実施し、車寄せ用の庇などの工事は、既存管理棟の解体後に行うことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
242	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	130	第3章	第1節	3	(1)	②	ウ 管理棟エントランス	既存管理棟解体までの間、新設管理棟エントランスへのアプローチは既存管理棟1階を通り抜けての運用は可能と考えてよろしいでしょうか。	可能とします。
243	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	130	第3章	第1節	3	(1)	②	オ 管理棟 (管理諸室)	「将来、事業実施区域内の南側に整備を予定しているマテリアルリサイクル推進施設へ、渡り廊下による往来を想定した配置及び設計とすること。」と記載されていますが、マテリアルリサイクル推進施設の配置は「(要求水準書添付資料10)新ごみ処理施設配置図(案)」に示される位置と考え、渡り廊下の配置は事業者にて想定するという考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
244	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	130	第3章	第1節	3	(1)	⑤	ア 駐車場	「来場者用駐車場は、現管理棟の解体跡地に、新設する管理棟に隣接して配置する計画とする。」とあります。来場者用駐車場計画範囲に、貴市ご指定の台数以上の駐車場を確保する前提で、一部を従業者用駐車場として利用させていただくことは可能でしょうか。	来場者駐車場を従業者駐車場として使用することはできません。

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答	
245	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	130	第3章	第1節	3	(2)	⑤	ア	駐車場	「来客者用駐車場の駐車台数は乗用車20台程度とし、車椅子使用者等を考慮した計画とする。」また、「電気自動車の充電設備とスペースを2台分見込む計画とする」とありますが、駐車台数は、車椅子利用者及び電気自動車充電スペースを含め20台程度との理解でよろしいでしょうか。	電気自動車充電スペースを2台確保してください。設置場所については、引き込みもあるので事業者と協議を行います。なお、最終的な駐車場の実施設計は本市で行います。
246	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	134	第3章	第2節	2	(1)	②	イ	炉室	炉室は”換気モニター”による機械換気とのご指定がありますが、炉室内の空気を屋根部分から強制的かつ効率的に排気できるルーフファンによる換気のご提案は可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
247	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	134	第3章	第2節	2	(1)	②	イ	炉室	「機器の放熱に対処するために、炉室には換気モニターを効率的に設け、機械換気が適切に行われるように計画するとともに、給排気口には防音対策を講ずること。」と記載されておりますが、炉室内の適正な温熱環境構築を前提に、消費電力低減のために第3種あるいは第1種換気方式を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
248	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	134	第3章	第2節	2	(1)	②	エ	油圧装置室	「C」との記載は誤記と思われるので、油圧装置室に対する要求事項をご提示ください。	誤記ですの要求水準書を修正します。 なお、要求事項は以下のとおりです。 (ア) 作動油の交換作業が容易な位置とすること。 (イ) 必要で十分な換気を行える構造とすること。
249	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	134	第3章	第1節	2	(1)	②	エ	誤記	「(ア)c」と記載されていますが、令和6年4/25要求水準書(見積用)内の132頁に記載されている「エ油圧装置」には(ア)作動油の交換作業が容易な位置とすること。(イ)必要で十分な換気を行える構造とすること。となっております。令和7年4月の要求水準書も同様と考えてよろしいでしょうか。	No.248の回答をご参照ください。
250	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	134	第3章	第2節	2	(1)	②	エ	油圧装置室	具体的要求事項の記載がありませんが、騒音対策としての配慮であれば、当社納入施設において専用室とせず納めた施設が多数あり、騒音による問題は生じておりません。当該室は専用室としての設置は不要と理解してよろしいでしょうか。	具体的要求事項はNo.248の回答をご参照ください。 修正する要求水準書の記載事項を満たす場合において、ご提案を認めます。
251	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	136	第3章	第2節	2	(2)	②	シ	灰出し設備室	灰搬出車両の天蓋開閉時に灰がこぼれることで、構内道路の汚損等、周辺環境への影響が想定されるため、灰出し設備室内で天蓋の開閉ができるスペースを確保する理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、床に零れた灰や、車両に付着した灰は、灰出し設備室内で回収する工夫を願います。
252	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	136	第3章	第2節	2	(1)	②	ス	蒸気タービン発電機室	蒸気タービン発電機室及び非常用発電機室の仕上げにおいて、「壁・天井は吸音材仕上げとし」と記載がありますが、事業者にて騒音検討の結果、騒音規制値を満足できれば、吸音仕上げの範囲は事業者にて提案してよろしいでしょうか。	ご提案を認めますが、見学者及び従業員の作業環境にも配慮した計画としてください。
253	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	139	第3章	第2節	2	(2)	②	イ	大会議室兼研修室	収容人数は最大人数120人程度を目安としたスクール形式の収納規模との記載の一方で、長机70台、椅子200脚程度とあります。会議室の面積を計画するうえでの最大収容人数は120名との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
254	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	139	第3章	第2節	2	(2)	②	イ	大会議室兼研修室	大会議室兼研修室の面積250㎡とありますが、200㎡以上の不特定多数の方が利用する会議室は工場棟も含めた耐火建築物となり、本来のごみ処理施設の機能から鑑みて過剰な仕様が付加されるもので、工期の延伸や事業費を過剰に見込むことにもなります。大会議室兼研修室は120人の見学者を収容できる200㎡未満の室とし、別途部屋を設け、合計250㎡以上且つ2部屋で90人避難者も十分受け入れられる提案を認めていただけますでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
255	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	139	第3章	第2節	2	(2)	②	イ	大会議室兼研修室	管理棟の研修室兼大会議室については建築基準法により、外部からの利用者があるため床面積(客席部分)が200㎡以上の場合、「集会場」用途の特殊建築物として建築基準法第27条の規定により、耐火建築物としなければならない建築物として扱われるものと考えられますが、確認審査機関である長崎県県央振興局建築指導課様のお取り扱いをお教えください。また工場棟と管理棟を3階以上で渡り廊下にて接続する場合の工場棟側への同規定の適用が遡及されるか否かご教示願います。	取り扱いの確認については、事業者にて行ってください。
256	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	139・140	第3章	第2節	2	(2)	②	イウ	諸室計画 (大会議室兼研修室、展示・学習コーナー)	大会議室兼研修室、展示・学習コーナー等の空間は、場所の貸出や開放は想定されておりますでしょうか。想定されている場合、その使用頻度の目安もご教示願います。	大会議室兼研修室、展示・学習コーナー等の空間について、場所の貸出や開放は想定していません。
257	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	139 140 141	第3章	第2節	2	(2)	②		諸室計画	各表に(市の要求する仕様)記載がありますが、事業者で見立てた仕様・数量に基づく予算の範囲内で実施設計時に貴市ご要望を伺い仕様を決定するという認識でよろしいでしょうか。あるいは、貴市の要求する仕様・数量をご教示下さい。 (大会議室の演台、市職員事務室の机・テーブル・イス・ロッカー・書庫の書棚等)	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答	
258	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	141	第3章	第2節	2	(2)	②	キ	防災備蓄倉庫	防災備蓄庫は、約90人が施設内に滞在できる容量の備蓄品を保管できる規模で、備蓄品の収蔵に適したラックを設置とあります。備蓄品は貴市にて手配とご理解してよろしいでしょうか。また、想定している備蓄品の内容をご教示願います。	お見込みのとおりです。
259	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	141	第3章	第2節	2	(2)	②	キ	防災備蓄倉庫	管理棟(管理諸室)計画の防災備蓄倉庫について、事業者は室及びラックを用意し、防災備蓄品は貴市が用意すると考えてよろしいでしょうか。	防災備蓄品は、市で用意します。
260	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	141	第3章	第2節	2	(2)	②	キ	防災備蓄倉庫	防災備蓄品に関して、「約90人が施設内に滞在できる容量の備蓄品を保管できる規模とする」とありますが、想定される避難日数をご教示願います。	大雨及び台風の場合、避難日数は1日から3日程度が想定されます。
261	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	141	第3章	第2節	2	(2)	②	キ	防災備蓄倉庫	要求水準書(第I編 設計・建設工事編)127ページでは「災害時には大会議室兼研修室を近隣住民の避難所として解放する計画」と記載されていますが、防災備蓄倉庫の規模「約90人」の中に近隣住民も含まれるものと考えてよろしいでしょうか。本人数に地域住民が含まれていない場合、避難所に避難される近隣住民の想定人数をご教示願います。また、想定される避難日数をご教示願います。	お見込みのとおりです。
262	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	141	第3章	第2節	2	(2)	②	ケ	シャワー室及び脱衣室	シャワー室及び脱衣室において、「シャワー室・脱衣室を男女別に[2]室ずつに設けること。」と記載がありますが、利用者は貴市職員と考えるとよろしいでしょうか。	市職員及び避難者が使用します。
263	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	141	第3章	第5節	2	(2)	②	ケ	シャワー室・脱衣室	男女別に2室ずつのご要求について、男女各1室で合計2室との理解でよろしいでしょうか。男女各2室で合計4室とのことでしょうか。	男女各2室で合計4室とします。
264	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	143	第3章	第2節	3	(3)			見学・学習機能計画	「個別での見学者も職員の付き添いなく自由に見学ルートを周回できるよう、安全な見学ルートを計画すること」とありますが、自由見学(事前予約を必要としない見学)を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	事前予約は必要になります。
265	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	145	第3章	第2節	3	(6)	⑥		展示・学習内容	見学者が、見学・学習コーナー等の情報端末で中央制御室のモニター画面に表示できる全情報を閲覧できる仕組みを導入することとありますが、事業者のノウハウに関する情報は対象外と考えるとよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 詳細は実施設計時に本市と協議するものとします。
266	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	146	第3章	第2節	4	(2)	③		構造計算	「プラント機器を支持する構造体は、十分な耐力と剛性を確保し、二次設計時の反力まで考慮して設計を行うこと」とありますが、炉体鉄骨も同様との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
267	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	146	第3章	第2節	4	(2)	④		設計荷重	ごみピット設計荷重用のごみの単位体積重量は、第2節7ごみクレーン (3)⑥に記載されている0.5を採用する考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
268	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	146	第3章	第2節	4	(2)	④		設計荷重	ごみピットの構造計算上の設計荷重用のごみ比重は、事業者にて提案し採用する考えでよろしいでしょうか。	No.267の回答をご参照ください。
269	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	153	第3章	第3節	1	(1)			山留計画	山留計画において、H鋼、アンカーの鋼線等は地中に残置(埋殺し)も可能と理解してよろしいでしょうか。	仮設材は撤去することとします。
270	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	153	第3章	第3節	2	(1)	⑧	エ	路床置換について	路床置換の記載がありますが、地盤の安定化を目的としているという理解でよろしいでしょうか。その場合、セメント固化改良工法などの他工法を提案することも可能でしょうか。	前段の質問についてはお見込みのとおりです。 後段の質問についてはご提案を認めます。
271	要求水準書 第I編 設計・建設工事編	154	第3章	第3節	3	(1)			駐車場計画	来場者用駐車場は、現管理棟の解体跡地に、新設する管理棟に隣接して配置する計画とする。駐車台数は乗用車20台程度とし、車椅子使用者等を考慮した計画とする。また、電気自動車の充電設備とスペースを2台分見込む計画とする。なお、来場者用駐車場の整備工事は大村市にて実施する。とありますが、事業者が行う来場者用駐車場整備工事の設計内容は基本計画図を大村市に提示するのみと理解でよろしいでしょうか。事業者が行う来場者用駐車場整備工事の設計内容、提出図書を指示してください。また電気自動車の充電設備も設計のみで充電設備本体は大村市が行う来場者用駐車場の整備工事範囲と理解でよいでしょうか。	事業者は、基本計画図の提出のみとします。 動線計画とあわせた搬入路と計画図面を提出してください。 充電設備本体は、管理等解体及び駐車場整備後に市で工事を行います。

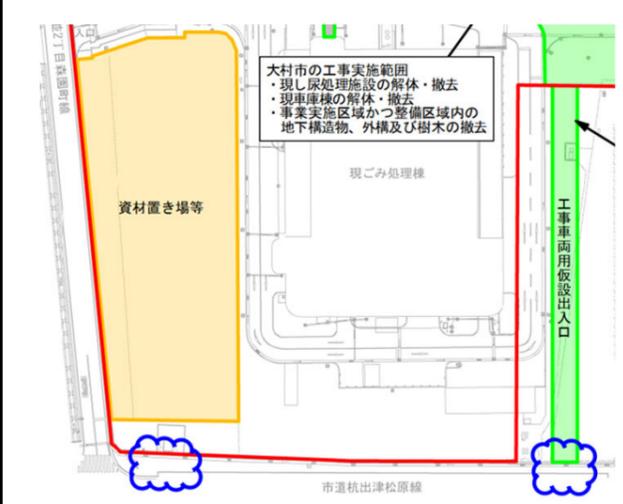
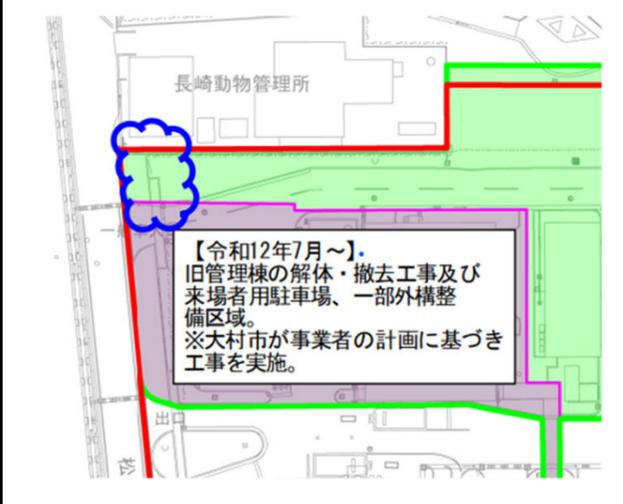
No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答	
272	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設 工事編	154	第3章	第3節	3	(1)	ア	駐車場工事	「乗用車(来場者・本市用)及び大型バス用駐車場は、計画事業者の提案する配置計画に基づき、本市にて整備工事を実施する。」とありますが、駐車場の出入口も含めて、事業者提案としてもよろしいでしょうか。 その場合、「イ構内道路から駐車場への出入口は、搬入出車両動線及びメンテナンス車両動線とは別に設けること。」とありますが、駐車場への出入口は構内道路ではなく、駐車場東側の松並2丁目森園町線に設置する提案は可能でしょうか。	提案は可能とします。	
273	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設 工事編	154	第3章	第3節	3	(2)		構内排水工事	雨水排水計画においては既存構造物(側溝、柵)の状況を踏まえた計画、既存構造物との接続、改修を行う必要が出てくるかと思えます。そのため雨水排水放流先や、既存敷地内の雨水排水計画(側溝、柵等)がわかる図面をご提示いただけますでしょうか。	「要求水準書添付資料15 現況図」をご参照ください。	
274	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設 工事編	155	第3章	第3節	3	(4)	②	エ	門扉	門扉は「レールを用いない方式とすること。」と記載がありますが、対面通行の幅員8mを確保するために、レールを用いる方式とさせていただけないでしょうか。お認めいただいた場合は、地面に突起の出ないフラットレールタイプを採用するなど、通行しやすさに配慮いたします。	事業者提案とします。
275	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設 工事編	157	第3章	第4節				空調設備工事、換気設備工事	空調、換気設備の設計用外気温度条件については、建築設備設計基準(国交省大臣官房官庁営繕部監修)の設計用屋外条件を用いてもよろしいでしょうか。	要求水準書第Ⅰ編 設計・建設工事編 第1章 第1節 7 (2) 気象条件に示された条件における設計を基本とします。	
276	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設 工事編	157	第3章	第4節	2			空気調和設備工事	4節建築機械設備工事/2 空気調和設備工事において、「温度条件は「建築設備設計基準」(国交省大臣官房官庁営繕部監修)の設計用屋外条件(長崎)に準拠する」と理解してよろしいでしょうか。	No.275の回答をご参照ください。	
277	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設 工事編	157	第3章	第4節	3	(4)		換気設備工事 工場棟炉室の換気	「工場棟炉室の排気温度を原則として外気温+10℃以下に抑えること」とありますが、外気温が低い時期の場合、排気温度を抑えようとすると炉室内温度が異常に低くなるため、炉室の排気温度(外気温+10℃)の考え方については、外気温が20℃以上の場合に限定させていただいてもよろしいでしょうか。また、換気設備を設計するに当たっては、外気温度+10℃以下に抑えるのは排気温度ではなく炉室の主要箇所(ステージ上)における温度として考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
278	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設 工事編	161	第3章	第5節	1	(4)		建築設備用オペレータ コンソール	建築設備機器類は起動後、運転員による操作はありません。したがって、中央制御室の有効な配置計画のため、壁面等に状態監視を行うための盤を配置することでよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。	
279	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設 工事編	162	第3章	第5節	4	(1)		自動火災報知設備	受信盤設置場所について、既存リサイクル施設とありますが、既存リサイクル施設は本事業敷地にはございません。既存リサイクル施設ではなく現ごみ処理棟と読み替えるものと理解してよろしいでしょうか。また、現ごみ処理施設の場合は、本事業後、別途工事で解体されると思われませんが、既存施設に受信盤を設置する意図をご教示願います。また既存施設での受信盤使用期間の目安をご教示願います。	前段の質問について、既存リサイクル施設は現ごみ処理棟内にあるため、そのように読み替えていただいて構いません。 既存施設に受信盤を設置する意図は、本施設稼働後も現ごみ処理棟のリサイクル施設を本市にて継続して稼働するためです。受信盤の使用期限は新マテリアルリサイクル推進施設が竣工・稼働を開始するまでの4～5年間程度となります。	
280	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設 工事編	162	第3章	第5節	4	(1)		自動火災報知設備	受信機設置場所として、中央制御室、本市職員事務室、既存ごみ処理施設、計3カ所の記載があります。中央制御室、本市職員事務室に受信機を設置し、既存ごみ処理施設は副受信機を設置すると考えてよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。なお、副受信機の設置は、既存施設の中央操作室とします。	
281	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設 工事編	162	第3章	第5節	4	(1)	④	自動火災報知設備	受信盤設置場所として既存リサイクル施設と記載されておりますが、既存リサイクル施設の場所及び内部配置が分かる資料をご提示いただけないでしょうか。	必要であれば、支障がない範囲で資料を提供します。	
282	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設 工事編	163	第3章	第5節	4	(8)		機械警備設備工事	警備会社による防犯設備を設置すること、とありますが、防犯設備の設置には警備会社との契約を前提とした詳細な協議が必要であり、施設建設中の設置は困難と考えられます。本事業範囲としては、空配管の設置のみとさせていただけないでしょうか。	空配管の設置までとします。	
283	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設 工事編	163	第3章	第5節	4	(9)		その他	既存施設の防災無線アンテナ2基の移設ですが、要求水準書添付資料9.既存施設竣工図(電気・計装設備工事)にも記載がないため計画が困難です。 移設計画の為に同アンテナの施工要領書か図面(寸法、重量、製造メーカー記載)、仕様、条件等をお示しいただけないでしょうか。	アンテナについては、占有者が移設を行いますので、本事業からは削除します。	
284	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設 工事編	163	第3章	第5節	4	(9)	①	その他	「既存施設の現工場棟屋上に設置されている防災無線アンテナ2基を本工事にて整備する工場棟へ移設すること」とありますが、防災無線アンテナの設置は既存設備の状況が不明であること、専門業者でなければ対応ができないことから、別途工事としていただけないでしょうか。	No.283をご参照ください。	

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
			第3章	第5節	4	(9)	①			
285	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	163	第3章	第5節	4	(9)	①	その他	要求水準書の文言通り、既設防災無線アンテナ2基のみの移設としてよろしいでしょうか。防災無線システム機器等アンテナ以外は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	No.283をご参照ください。
286	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	163	第3章	第5節	4	(9)	①	その他	上記システム含め移設が必要な場合、既存防災無線アンテナに関わる竣工図、機器仕様のご提供をお願いいたします。併せて、既存防災無線アンテナの設置工事業者、メーカーをご教示願います。	No.283をご参照ください。
287	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設工事編	163	第3章	第5節	4	(9)	①	その他	「既存施設の現工場棟屋上に設置されている防災無線アンテナ2基を本工事で整備する工場棟へ移設すること。」と記載されておりますが、防災無線アンテナ及び接続する配線の仕様が分かる資料をご提示いただけないでしょうか。	No.283をご参照ください。
288	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	1	第1章	第1節	6			運営事業者の業務範囲	貴市にて行われる駐車場整備、一部外構調整工事後の維持管理は事業者の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
289	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	1	第1章	第1節	6			運営事業者の業務範囲	「運営事業者の業務範囲は、本施設に関する以下の業務とする。」とあります。運営事業者の業務所掌となる本施設の範囲としては、(要求水準書添付資料3)整備区域等の【整備区域(～R12.6)】の範囲(図中緑色の範囲)から、事業実施区域(図中赤線の範囲)を超えて使用する範囲及び【整備区域(R12.7～)】(図中ピンク色の範囲)を除く範囲と考えてよろしいでしょうか。	【整備区域(R12.7～)】(図中ピンク色の範囲)は運営事業者の業務範囲に含まれます。
290	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	3	第1章	第3節	3			生活環境影響調査の遵守	「生活環境影響調査の結果を遵守すること」とありますが、生活環境影響評価の内容を公表をいただくことは可能でしょうか。公表が不可能な場合に、事業者の設計仕様と差異があった場合は、その取り扱いについて、ご協議いただけるものと認識してよろしいでしょうか。	生活環境影響調査の縦覧期間は市ホームページで確認してください。
291	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	3	第1章	第3節	8			本市が実施する運営モニタリングへの協力	貴市が実施する運営モニタリングのおおよその開催頻度、メンバーをご教示願います。	開催頻度は月1回、メンバーは未定です。
292	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	4	第1章	第3節	10	(8)		労働安全衛生・作業環境管理	貴市への報告内容は、従業員の健康診断受診状況等を報告するもので、個人の診断結果は含まないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
293	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	6	第1章	第4節	4			本施設でゴミ処理を継続できない場合の対応	「運営事業者の責めに起因する要求性能未達によって本施設が長期停止し、ゴミ処理を継続できない場合、代替の処理施設等の手配は運営事業者が行うものとし、処理に係る費用は運営事業者の負担とする」とありますが、一般廃棄物の処分には当たっては、他市町村で処理する場合の許可(運搬含む)など、自治体間の協議が必要なものもあり、(事前協議や協定の締結等が必要な場合含む)民間の権限だけでは、実施できないこともあると考えられます。このような場合についてはゴミ処理を停止しないように、貴市にご協力いただけるという理解でよろしいでしょうか。	自治体間での協議が必要なものに関しては、市が行います。
294	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	7	第1章	第5節	2	(1)		引渡し時における本施設の状態	環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」p13,図I-4に記載のとおり、施設を日常的・定期的に適切に維持管理したとしても、一般的に施設の性能水準は徐々に低下します。したがって、「本施設が要求性能を満足している状態」というのは、経年を考慮した内容となるという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
295	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	8	第2章	第3節		(3)		有資格者の配置	必要な資格者の中に安全管理者、衛生管理者がありますが、法律上問題がなければ安全衛生推進者と読み替えてもよろしいでしょうか。また、クレーン運転士に関しても法律上問題がなければクレーン運転特別教育修了と読み替えてもよろしいでしょうか。	前段及び後段のご質問については、お見込みのとおりです。
296	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	9	第3章	第5節	1			受付管理	貴市HP上 ( <a href="https://www.city.omura.nagasaki.jp/kankyousoumu/faq/kurashi/gomi/recycle/003.html">https://www.city.omura.nagasaki.jp/kankyousoumu/faq/kurashi/gomi/recycle/003.html</a> )に、現工場における直接搬入車の持込方法として「1.持ち込み当日に、事前に連絡してください。」との記載がありますが、新施設においても、搬入事前連絡(事前予約)は必須でしょうか。その場合、引き続き貴市にて事前予約受付を実施いただけるものと考えてよろしいでしょうか。運営事業者にて事前予約受付を実施する場合は、予約形式(電話またはHPなど)については事業者にて提案させていただくことは可能でしょうか。	事業者提案とします。

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
297	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務 編	9	第3章	第5節	1	(2)	受付管理	「運営事業者は、直接搬入者に対して、…ごみの排出地域、性状、形状、内容等を聞き取り及び目視により確認する」とあります。また、貴市HP上に、現工場における確認項目として「住所・氏名・電話番号・内容物」との記載があります。新施設においては、渋滞対策を目的として、市内居住者であることを確認するための「居住区域・内容物」のヒアリングと運転免許証の確認を受付管理として行うことをお認めいただけませんか。	直接搬入車の運転免許証の確認は現施設でも実施していますので、ご提案を認めます。
298	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務 編	10	第3章	第5節	1	(3)	受付管理	ごみ処分手数料の徴収に際しては、QRコードやクレジットカード等、各種キャッシュレス決済の導入は可能と考えてよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
299	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務 編	10	第3章	第5節	1	(4)	受付管理	受付時間は、原則として月曜日から金曜日は8時30分から16時45分とありますが、要求水準書(設計・建設工事)第1章第2節4(2)搬入時間表6に示される通り、平日の11時30分～13時00分は受付時間外と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
300	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務 編	10	第3章	第5節	1	(4)	受付管理	「ただし、年末年始のごみ量が多い時期等、平常時とは異なる状況により委託収集車及び許可業者が受付時間に間に合わない場合は、柔軟に対応を行うこと」とありますが、至近5年程度の期間に上記に該当する理由で受付時間の延長を行った実績がございましたら、下記についてご教示願います。  ・対応日と受付延長時間 ・搬入車両台数(時間帯別) ・対応体制(増員の有無)	委託車両に限り、ゴールデンウィーク及び年始明けに受付時間の延長を行った事例があります。連休明けの2日間程度。延長時間、最大3時間程度。対応職員2名となっております。
301	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務 編	10	第3章	第5節	2	(2)	計量管理	「ごみの計量は、委託収集者、許可業者及び直接搬入者ともに搬入時及び搬出時の2度計量を基本とすること」とありますが、事業者提案にて変更は可能との認識でよろしいでしょうか。	正確な搬入量の把握という点で、要求水準書を上回る提案に関しては制限しません。
302	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務 編	10	第3章	第5節	2	(3)	計量管理	「混載ごみを搬入する直接搬入車両に対し、ごみの種類毎に個別に計量できるように受付を実施すること」とありますが、個別に計量するべきごみは何種類でしょうか。(例:可燃ごみとそれ以外の2種類等)ごみの種類別に個別計量した際のごみ処分手数料の算定方法(ごみ種別ごとの単価設定予定)のご想定がございましたらご教示願います。	No.29の回答をご参照ください。
303	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務 編	10	第3章	第5節	2	(5)	計量管理	「運営事業者は、本市が整備を予定しているマテリアルリサイクル推進施設への搬入ごみも計量すること」とありますが、個別に計量するべきごみは何種類でしょうか。(例:粗大ごみとそれ以外の2種類等)ごみの種類別に個別計量した際のごみ処分手数料の算定方法(ごみ種別ごとの単価設定予定)のご想定がございましたらご教示願います。	No.29の回答をご参照ください。
304	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務 編	10	第3章	第5節	2	(5)	計量管理	マテリアルリサイクル推進施設の搬入ごみの計量について、不燃ごみと資源ごみの混載の場合、2回計量による総重量のみの管理とし、不燃ごみと資源ごみのそれぞれの計量はマテリアルリサイクル推進施設にて実施することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
305	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務 編	10	第3章	第5節	4		ごみ処分手数料の徴収など	徴収対象は、事前に登録のない直接持込者という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
306	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務 編	10	第3章	第5節	4		ごみ処分手数料の徴収など	「運営事業者は、ごみ処分手数料の支払いをする者から、本市が定める金額を本市が定める方法で徴収すること」とありますが、渋滞対策および市民サービスの工場を目的にキャッシュレス決済を採用することは可能でしょうか。また、キャッシュレス決済が可能な場合、キャッシュレス決済に係る手数料が発生しますが、手数料と本体価格の仕分けが非常に困難であること、また運営事業者では運営期間中に発生する手数料を予測できないことから、キャッシュレス決済に係る手数料の負担は貴市の所掌としていただけませんか。	前段の質問について、No.298の回答をご参照ください。後段の質問について、手数料は本市の負担とします。
307	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務 編	11	第3章	第6節		(2)	搬入管理	運営事業者は、月に1日以上(1日当たり午前1回以上、午後1回以上の計2回以上)展開検査(パッカー車等の中身の検査)を実施することとありますが、現施設での実施頻度や対象車両をご教示願います。	現施設では月1回、事業ごみの車両で実施しています。
308	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務 編	11	第3章	第6節			搬入管理	直接搬入者の搬入管理において、車種や積載量にかかわらず、荷下ろしは原則搬入者にて実施いただく想定でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
309	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務 編	12	第3章	第11節		(2)	処理生成物の搬出	「処理生成物の貯留設備を常に貯留が可能な状態に保つ」とは具体的にどのような状態でしょうか。貯留設備の全容量に対し余裕分を考慮した搬出管理を行うイメージでしょうか。	一例として、フレコンバッグ等に詰めて場内に一時保管する等の対応を想定しています。
310	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務 編	17	第5章	第2節			本業務期間中の測定項目	「表2 本業務期間中の測定項目」記載の項目は焼却主灰及び飛灰処理物の搬出先側で必要とされる測定項目も満たしているとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
311	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務 編	17	第5章	第2節	表2		表2 本業務期間中の測定項目	入札説明書添付資料3-2において、焼却灰は貴市の所掌で資源化するスキームとなっていますが、資源化先の受入基準に関わらず、運営事業者にて定期的に測定を実施すべき項目は、表2の焼却主灰の測定項目である「熱しゃく減量」「ダイオキシン類含有量」の2項目と理解してよろしいでしょうか。上記に加え、測定を実施すべき項目がございましたら、公平な事業費積算のためにご教示願います。	No.311の回答をご参照ください。
312	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務 編	18	第5章	第4節			排ガスの基準値を超過した場合の対応	表2に示された測定項目のうち、排ガス以外の項目における基準超過時の対応について御教示ください。また、事業実施区域境界における騒音、振動、悪臭についてはマテリアルリサイクル推進施設による影響が大きい測定点があるものと思料しますが、これらの項目に関する対応については、貴市、エネルギー回収型廃棄物処理施設運営事業者、マテリアルリサイクル推進施設運営事業者による協議にて決定する考えでよろしいでしょうか。	前段の質問については、運転継続型減額措置が適用されます。後段の質問については、お見込みのとおりです。
313	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務 編	21	第6章	第7節			災害発生時の対応	貴市が想定している本施設への避難者の居住地域や人数についてご教示願います。	No.231の回答をご参照ください。
314	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務 編	22	第6章	第5節			見学者対応	一般と小学生の社会科見学対応は事業者でよろしいでしょうか。また、一般と小学生の見学者対応の頻度や時期について、参考となる情報(既存施設での情報等)がございましたらご提示願います。	お見込みのとおりです。
315	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務 編	22	第6章	第5節			見学者対応	見学予約は前日までの事前受付制と考えてよろしいでしょうか。また、見学対応は貴市役所の開庁時間に合わせ、平日は8時30分～17時15分までとし、土日祝日は対象外と考えてよろしいでしょうか。	見学予約は事前受付制とします。見学対応はお考えのとおりです。
316	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務 編	22	第7章	第5節			見学者対応	既存施設における団体見学者、個人見学者それぞれの月毎の人数、および団体見学1回あたりの人数について実績をご教示願います。	「要求水準書添付資料24 施設見学実施状況」をご参照ください。
317	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務 編	22	第7章	第5節	(3)		見学者対応	見学者は事前予約をされた方のみが対象になると考えてよろしいでしょうか。その場合、事前予約の形式(電話、HPなど)について想定がございましたらご教示願います。	HP又は電話での事前予約となります。
318	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務 編	22	第7章	第5節	(3)		見学者対応	「運営事業者は、本市が実施する見学者対応(行政視察含め)について、資料作成や説明補助等の協力をすること」とありますが、本施設における見学者対応は貴市所掌にて実施いただくという理解でよろしいでしょうか。	本施設の見学者対応は、行政視察を除き事業者の所掌です。
319	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務 編	22	第7章	第5節	(3)		見学者対応	見学者対応について、想定する受付日時(曜日、時間、昼休みの有無、年末年始の対応など)をご教示願います。	受付時間等は事業者提案とします。
320	要求水準書 添付資料1						事業実施区域	都市計画決定によるごみ処理施設の敷地範囲がわかる資料をご提示願います。CADデータおよび面積の提示も可能であれば合わせてご提示願います。また、都市計画決定によるごみ処理施設の敷地範囲は、添付資料1に示す事業実施区域と理解してよろしいでしょうか。	都市計画決定(変更)については、今年度実施します。区域については、ご理解のとおりです。
321	要求水準書 添付資料2						地質調査報告書	液状化判定結果のご提示をお願いいたします。	No.58の回答をご参照ください。
322	要求水準書 添付資料2						地質調査報告書	添付資料2-1「図1.4.1調査位置」中の図面は敷地測量図(現況図)と思われませんが、当該図面(PDF)とそのCADデータがあればご提示願います。	No.135の回答をご参照ください。
323	要求水準書 添付資料2						地質調査報告書	隣地にて実施の大村浄水管理センターし尿等受入施設建設工事における地質調査関係の資料等を参考にご提示いただけないでしょうか。	希望者には資料を提供します。
324	要求水準書 添付資料3						整備区域等	工事車両用仮設出入口の通路上に既存の屋外蓄電池設備が設置されていますが、貴市にて整備区域外へ移設していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	占有者にて工事着工前までに移設します。
325	要求水準書 添付資料3						工事車両用仮設出入口	工事車両用仮設出入口の樹木の伐採、撤去に関しては、受注者側での所掌となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
326	要求水準書 添付資料3							工事車両用仮設出入口	工事車両用仮設出入口のサンセットロードの街路樹の撤去、縁石の撤去に関しては、受注者側での所掌となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
327	要求水準書 添付資料3							工事車両用仮設出入口	工事車両用仮設出入口にある、NTT-DoCoMoの蓄電設備と電源盤の移設、及び蓄電設備のコンクリート基礎等の撤去は、貴市にて建設工事着工までに完了されているという認識でよろしいでしょうか。	占有者にて工事着工前までに移設します。
328	要求水準書 添付資料3							整備区域等	整備区域の定義についてご教示ください。整備区域内の整備は、事業者にて整備が必要な範囲となりますでしょうか。また、整備区域内の整備が不要の場合、仮施設等で使用可能な範囲となりますでしょうか。	最終的に整備するのであれば、一時的な使用は可能と考えます。
329	要求水準書 添付資料3							復旧方法	工事車両用仮設出入口(緑着色部)の施工時に、植栽を伐採する可能性があります。「工事期間中に事業実施区域を超えて使用する範囲は、本市の関係部署と協議して、範囲及び期間、復旧方法を決定すること」とのことですが、植栽に関する制約条件(全撤去不可、原状復旧等)をご教示願います	現状、制約条件等はありませんが、事業者決定後、範囲、期間及び復旧等に関係部署と協議します。
330	要求水準書 添付資料3							施工範囲	提示いただいた事業実施区域では敷地東側範囲に施工時に使用できる範囲が狭いため、作業上重機を設置せざるを得ない場合のみ貴市と協議の上一時的に施工範囲を広げることは可能でしょうか	関係部署と協議を行います。
331	要求水準書 添付資料3							整備区域等	大村湾側の既設の護岸構造物については、本工事では既設安定性検討や健全性調査等は、対象外という理解でよろしいでしょうか。また、本工事においては、既設の護岸構造物に対する地震時(液状化時)の側方流動対策の検討を実施する必要は無いという認識でよろしいでしょうか。	前段及び後段のご質問については、お見込みのとおりです。
332	要求水準書 添付資料3							整備区域等	現ごみ処理棟側から整備区域(~R12.6)内に向けて既設の雨水排水側溝での流入があるようですが、流入している既設側溝の仕様や、雨水流入量などをご教示願います。	流量について、提示できるものではありません。
333	要求水準書 添付資料3							整備区域等	事業実施区域北側に設置されている、既存施設のメンテナンスハウスが立っているエリアの使用は可能でしょうか。また、使用可能であれば使用可能な時期をご教示願います。	北側のメンテナンスハウスが不明ですので、ご回答できません。
334	要求水準書 添付資料3							整備区域等	工事車両用仮設出入口にある蓄電池盤は、貴市にて移設されると考えてよろしいでしょうか。	No.234の回答をご参照ください。
335	要求水準書 添付資料3							整備区域等	「大村市の工事実施範囲」として、貴市の工事内容が明記されています。「事業実施区域かつ整備区域内の地下構造物、外構及び樹木の撤去」とありますが、貴市の工事実施範囲(図中の緑枠部)において、事業者の建設工事に支障となる街灯やハンドホール、上下水配管等も撤去いただけると理解してよろしいでしょうか。また、貴市による工事は、事業者の建設工事開始日(R8.4)には完了しているものと理解してよろしいでしょうか。貴市所掌の工事引渡しが遅れた場合、事業者の建設工事の工期延長をお認めいただけないでしょうか。	埋設物を含めすべて撤去予定です。工事引き渡しが遅れた場合は、事業者と協議を行います。

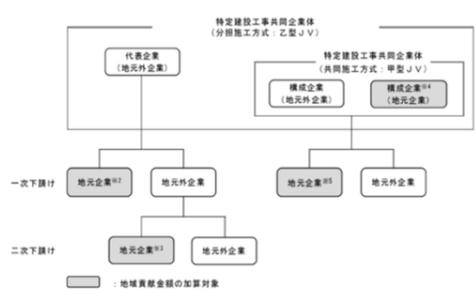
No.	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
336	要求水準書 添付資料3			整備区域等	<p>工事中仮設出入口及び資材置場の市道出入口となる部分(下図雲マーク部)は歩道切り下げが必要となりますが、切り下げ可能と考えてよろしいでしょうか。</p> 	道路管理者との協議が必要となります。
337	要求水準書 添付資料3			整備区域等	<p>資材置き場について、工事着手時は現状況であり、建設事業者の整備所掌と考えてよろしいでしょうか。それに伴う樹木の伐採及び工作物(市道に面する塀の一部)解体は可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	樹木の伐採及び工作物の解体は可能です。
338	要求水準書 添付資料3			整備区域等	<p>整備区域東側の工事車両出入口・通路部分は現管理棟の門扉(引込部)と干渉しておりますが、撤去されると考えてよろしいでしょうか。</p> 	市で撤去します。
339	要求水準書 添付資料3			整備区域等	<p>工事着手時において、整備区域内の地盤高さ及び整備区域境界部の地盤高さをご提示いただけないでしょうか。</p>	「要求水準書添付資料15 現況図」をご参照ください。
340	要求水準書 添付資料3			整備区域等	<p>整備区域内の構築物は撤去されると考えておりますが、フェンスなど事前に撤去できない部分がありましたら、ご教示願います。 また、事前撤去する際、仮囲いがなされた場合、本施設の建設工事で流用可能であれば範囲をご教示願います。</p>	東側及び北側の公園との境界フェンスは撤去しませんので、工事着工時に事業者で撤去してください。
341	要求水準書 添付資料1,2,3			事業実施区域、地質調査報告書、整備区域	<p>境界位置や土壌汚染範囲の詳細を確認するためCADデータ等PDF以外の電子データをご提供願います。</p>	CADデータは希望者に提供します。

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
342	要求水準書添付資料4							計画ごみ処理量	ごみの年間処理量実績および計画処理量をご提示いただいておりますが、過去3年間程度の一日あたりの処理量をご提示いただけないでしょうか。	一日当りの処理量について開示できません。
343	要求水準書添付資料5							搬入車両台数実績	搬入車両のうち、混載車両の台数をご教示願います。	混載車両の台数は把握していません。
344	要求水準書添付資料5							搬入車両実績	ピーク時だけでなく平時の実績データを提示ください。 また曜日毎、月毎の搬入量の偏りがわかるデータをご提示ください。	「要求水準書添付資料21 搬入車両台数実績(平常時・ピーク時)」及び「要求水準書添付資料22 一般車持込ごみ月報」をご参照ください。
345	要求水準書添付資料9							既存施設竣工図	既存の電気関係図面が添付されているものと思われませんが、外構計画のために、既設工場の建築機械設備図面を提供していただけないでしょうか。特に外構図面を希望します。	「要求水準書添付資料25 構内電線路接地図」及び「要求水準書添付資料26_構内電線路接地図」をご参照ください。
346	要求水準書添付資料10							大村市 新ごみ処理施設配置図(案)	貴市基本計画P130に記載の配置動線計画図にはなかった計量棟を抜けてエネルギー回収型廃棄物処理施設の外周を経由せずに直接マテリアルリサイクル推進施設へ向かう動線が記載されていますが、その理由をご教示下さい。	資源物処理施設については、マテリアルリサイクル施設建設までは既存施設で処理を行います。したがって、資源物のみの持ち込みの場合の動線を想定しています。なお、全体の動線計画については、事業者提案とします。
347	要求水準書添付資料10							大村市 新ごみ処理施設配置図(案)	施設への出入口が市道松園線に3箇所記載されていますが、施設への出入口の数・位置は自由に提案可能でしょうか。 あるいは市道杭出松原線に常設の出入口設置はできない等、何らかの制約はあるのでしょうか。	市道への出り口の設置は施設計画案に基づいて、設置してください。
348	要求水準書添付資料10							新ごみ処理施設配置図(案)	既存渡り廊下と新管理棟が干渉している表現になっていますが、新管理棟建設時に既存渡り廊下は供用中であると考えます。ゆえに、この干渉は誤記であり、新管理棟と既存渡り廊下は干渉不可と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
349	要求水準書添付資料10							新ごみ処理施設配置図(案)	マテリアルリサイクル推進施設、ストックヤード棟、倉庫棟、車庫棟、災害廃棄物置場の位置関係、大きさは本添付図と同様に計画するという理解でよろしいでしょうか。	概ねの位置は想定となります。 施設規模に関しては、改めて、基本計画を策定予定です。
350	要求水準書添付資料10							新ごみ処理施設配置図(案)	ストックヤード棟および倉庫棟の使用用途・出入りする車両の詳細をご教示願います。	資源物運搬車両は10t車及び4t車を想定しています。
351	要求水準書添付資料10							新ごみ処理施設配置図(案)	整備後の災害廃棄物置場について、災害廃棄物置場として使用しない平常時は、事業者用の駐車場として使用させていただくことは可能でしょうか。	使用することは可能です。
352	要求水準書添付資料11							電気引込み位置図	電気引き込み想定位置から新ごみ処理施設までの電気引込配線ルートについては、現ごみ処理棟と事業実施区域の境界位置が北西部側で近接している関係上、事業実施区域外となる現ごみ処理棟構内道路上を架空または埋設配管で敷設しなければ引き込むことが困難なため、事業実施区域外の現ごみ処理棟構内道路上に一部敷設ルートとすることをお認めいただけないでしょうか。不可の場合、事業実施区域を越境せずに施工できる別途ルート(松波二丁目森園町線側等)からの電気引き込み位置をご指示願います。	引込み位置については、事業者提案を可とします。
353	要求水準書添付資料11							電気引込み位置図	同図の事業実施区域に既設構内第一柱が含まれていないので、同柱(管路やケーブルを含む)撤去は今回契約範囲外と考えてよろしいでしょうか。	本工事に支障があるものを除き、お見込みのとおりです。
354	要求水準書添付資料11							電気引込み位置図	電気引込想定位置が示されておりますが、本事業整備区域までに現ごみ処理棟のエリアを通過する必要があります。お示しいただいている引込想定位置から本工事整備区域まで既設ランプウェイ横が埋設配管の最短ルートとなりますが、将来解体工事に支障があると考えます。そのため、想定ルートをご示しいただけますでしょうか。また、電気のみではなく、給排水、その他のユーティリティ全てにおいて埋設深さ、構造、引込ルートに制約がある場合はお示し願います。	ランプウェイ横は公園区域となるので、埋設管は設置できません。引込位置及びルートは事業者提案によるものとし、詳細は本市と協議の上、決定するものとします。
355	要求水準書添付資料11							電気引込み位置図	電気引込想定位置から工場棟(エネルギー回収型廃棄物処理施設)への配線電路を検討するにあたり、既設と同様に事業実施区域外へルートを計画することは可能でしょうか。	No.352の回答をご参照ください。
356	要求水準書添付資料11							電気引込み位置図	電気の引込位置を南東の一般車入口付近に変更することは可能でしょうか。	No.352の回答をご参照ください。

No.	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
357	要求水準書 添付資料13				排水側溝流出点 雨水排水計画のため、排水側溝流出点の各地点における排水配管底面レベル、排水配管径をご教示願います。(勾配計画に応じてポンプアップなど必要な設備が異なるため、詳細をご教示願います。)	「要求水準書添付資料15 現況図」をご参照ください。
358	要求水準書 添付資料13				排水側溝流出点 排水側溝流出点をお示しいただいてありますが、整備区域内において、工事開始時点で使われている既設施設からの雨水排水管・側溝などは存在しないと理解してよろしいでしょうか。存在する場合は、移設もしくは回避が必要となりますので、埋設物や構造物の情報を提供していただけないでしょうか。	排水構造物は、雨水排水のため一部残置しますが、詳細は現時点では未定です。
359	要求水準書 添付資料13				排水側溝流出点 地下構造物を含めて整備区域内は貴市にて撤去される予定になっておりますが、万が一雨水排水管等の構造物が発見され、盛替工事や撤去工事が必要になった場合はご協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、既存施設の雨水排水が必要となりますので、整備区域内において、一部排水構造物が残る箇所があります。
360	要求水準書 添付資料13				排水側溝流出点 各取り合い点の位置、深さ、配管径、柵サイズなどの仕様を提示していただけないでしょうか。また、事業範囲から既存敷地範囲を通らないと接続できませんが、既存敷地範囲の埋設配管情報をご提示していただけないでしょうか。	「要求水準書添付資料15 現況図」をご参照ください。
361	要求水準書 添付資料13				排水側溝流出点 排水側溝流出点での取合いについて、丸のついた箇所には既設雨水柵またはマンホールがあり、その雨水柵またはマンホールに対し、事業者にて管路を接続するという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、雨水排水取合点位置の接続管底高、管径、勾配、放流量の制限値等の条件はありますでしょうか。	お見込みのとおりです。
362	要求水準書 添付資料14				下水道処理水引込み点等 上水取合点の記載がありますが、給水本管口径、水圧、配管底面レベル等、ご提示可能な敷地周囲の上水道インフラ資料のご提示をお願いします。また、この取合点から引込後、既存施設へのごみ搬入・搬出等に支障がない配管施工位置をご教示願います。	給水本管口径VD50、水圧4.38mpa、埋設深1.2m程度となっております。
363	要求水準書 添付資料14				下水道処理水引込み点等 下水道取合点、下水道処理水取合点の記載がありますが、排水管の口径、埋設深さ、敷地周囲の下水道インフラ資料のご提示をお願いします。また、この取合点まで配管施工として、既存施設へのごみ搬入・搬出等に支障がない配管施工位置をご教示願います。	排水管口径1200HP、深さ3.87mから4.07m、となっております。
364	要求水準書 添付資料14				下水道処理水引込み点等 下水道取合点、下水道処理水取合点の2か所記載がありますが、敷地内で合流し取合点1か所接続の考えでもよろしいでしょうか。	敷地内で合流し取合点1か所の接続となります。
365	要求水準書 添付資料14				下水道処理水引込点等 各取り合い点の位置、深さ、配管径、柵サイズなどの仕様を提示していただけないでしょうか。また、事業範囲から既存敷地範囲を通らないと接続できませんが、既存敷地範囲の埋設配管情報をご提示していただけないでしょうか。	No.363の回答をご参照ください。
366	要求水準書 添付資料14				下水道処理水引込み点 上水及び下水の引込点を南東の一般車入口付近に変更することは可能でしょうか。変更不可の場合、市道杭出津松原線側の樹木は伐採して頂けると考えてよろしいでしょうか。	変更は不可とします。 樹木の伐採は事業者で行ってください。
367	様式7-4				提案設計資料 3.図面 (6)施設全体鳥観図とありますが、提出図書としては、事業者にて設定の任意の方角より1面と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
368	様式8-6				審査の視点に記載のある「本市の関連施設」とは貴市所有の公共施設全般であるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
369	様式8-9				貴市にて検討中の災害廃棄物処理計画がございましたらご教示願います。	「要求水準書添付資料27 大村市災害廃棄物処理計画」をご参照ください。
370	様式8-10				防災備蓄品は貴市にて手配・補充するとの認識でよろしいでしょうか。手配される防災備蓄品の品目(非常食など)詳細についてご教示願います。	防災備蓄品は、本市で手配・補充します。

No.	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
371	様式8-11				より良い提案を検討するため、貴市第5期大村市地球温暖化対策実行計画P4記載の二酸化炭素排出状況の根拠資料についてご教示願います。	二酸化炭素排出状況の根拠資料については、地球温暖化係数により算出しています。地球温暖化係数は環境省HPをご参照ください。 <a href="https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html">https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html</a>
372	様式8-11				年度別電力量における「所内消費電力量」とは、本施設、事業敷地内既存施設及び将来整備予定のマテリアルリサイクル推進施設の合計を指すという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、マテリアルリサイクル推進施設の稼働は令和16年度予定とします。
373	様式8-11				公平性及び透明性を確保する観点から、事業敷地内既存施設及び将来整備予定のマテリアルリサイクル推進施設、周辺公共施設(屋内プール)の消費電力量及び周辺公共施設(屋内プール)への温水による余熱供給量の詳細(季節・時間帯別の余熱供給量)をご教示願います。	事業敷地内既存施設使用電力量の内訳は不明であることから、既存管理棟は100,000kWh/年、既存リサイクル施設は350,000kWh/年をご想定ください。将来新設するマテリアルリサイクル推進施設及び温水プールについてはNo.6の回答をご参照下さい。なお、温水プールの余熱供給量の詳細は現時点では未定です。
374	様式8-11別紙			年度別電力量	当該別紙に「屋内プールへの給電」を記載する列があります。屋内プール建設事業は本事業範囲外であり、当該数値を事業者側で想定することは難しいこと、また、入札説明書の添付資料5-10 余剰電力量未達減額措置においても、屋内プールへの給電量は除外されており、本数値の記載の必要性は低いものと思料します。つきましては、本列を削除いただく、もしくは令和12年度～31年度の数値を指定いただけないでしょうか。なお後者をご回答頂いた場合、「売電量」＝「発電電力量」－「所内消費電力量(全休炉期間除く)」－「屋内プールへの給電量」とさせていただきます。	No.373をご参照ください。
375	様式8-11別紙			年度別電力量	発電電力量の算出にあたり、白煙防止装置を使用する時期および時間帯をご指定頂けないでしょうか。 例:時期:11月～2月、時間帯:7:00～17:00	白煙防止装置を使用する時期は11月～3月とし、時間帯は24時間とします。
376	様式8-11別紙			白煙防止装置	余剰電力量・白煙防止装置稼働条件を算出するにあたり、気象庁の定義にもとづき、冬季は12～2月、春秋は3～5月及び9～11月、夏季は6～8月と考えてよろしいでしょうか。2020年1月から2024年12月の気象庁データ(平均外気温:大村市、平均湿度:長崎市)にもとづき、平均外気温・平均湿度は、冬季は8.4℃・68%、春秋は18.4℃・70%、夏季は26.8℃・79%と考えてよろしいでしょうか。この理解ではない場合は、入札の公平性を保つため、夏季・春秋・冬季に対応する月および外気温・湿度をご提示いただけないでしょうか。	No.375の回答をご参照ください。外気温、湿度については気象庁のデータより、事業者にて条件をご設定ください。
377	様式8-11別紙			場外予熱利用	要求水準書81ページに「本施設が全炉休止期間中においては、周辺公共施設(屋内プール)への温水供給は不要とする。」とあります。年間発電電力量を算出する条件としては、全炉休止期間以外は常時3GJ/hの余熱を供給するものと考えてよろしいでしょうか。異なる場合、周辺公共施設への供給熱量想定値を設定いただきますようお願いいたします。本想定値は事業者で想定することは困難であり、また余剰電力量提案値にも大きく影響するため、事業者提案値の公平性の観点から貴市にて設定いただきますようお願いいたします。	お見込みのとおりです。
378	様式8-11別紙			余剰電力量	余剰電力量の欄において、「計」「売電」「屋内プールへの給電」とあります。「計」に記載する値を「売電」及び「屋内プールへの給電」に分配するものと理解しますが、「屋内プールへの給電」量については、事業者にて算出できないため、当該施設への年間給電量をご教示願います。	No.6の回答をご参照ください。
379	様式8-13				審査の視点に記載の「周辺施設との調和を図った施設として」より良い提案を検討するために貴市で実施された新プールの基本構想に関する情報をご教示願います。	現時点では、公表できるものはありません。
380	様式8-13				審査の視点に記載の「周辺施設との連携」とはどのような意図かご教示願います。	主に周辺公共施設(屋内プール)及び大村市新庁舎、森園公園を指します。
381	様式8-13			13 周辺環境との調和	A4縦×1枚の指定になっていますが、A3横×1枚に変更していただけないでしょうか。本様式はA3横の方が事業者選定委員にとって見やすくなると思料いたします。	原案のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
382	様式8-14				審査の視点に記載の「運営の各段階」とはどのような意図かご教示願います。 基本計画P128～130の各段階という認識でよろしいでしょうか。 運営の各段階の実施時期及び期間についてもご教示願います。	設計段階、建設段階、運営段階のことを指しています。
383	様式8-18				関心表明書の有無の欄がありますが、企業名は匿名とすろご指示があることから関心表明書のご提示は落札決定後に落札者のみが行うという認識でよろしいでしょうか。	応募時には関心表明書の提出は求めません。ただし、落札者は落札者決定の通知日から7日以内に、関心表明書を提出してください。 期日までに関心表明書を提出できない企業(その時点で設立されていない企業や地元への移転が完了していない企業など)の関心表明は無としてください。
384	様式8-18				乙型である元請JVに、建築物等の設計建設を行う地元企業Aおよび地元外企業Bとで構成される甲型JVが含まれる場合の地元発注の計上方法について、ご質問します。 甲型JV側から地元企業への発注金額については、下記の計算に基づいて計上できるものとの理解でよろしいでしょうか。  ①【元請甲型JVの地元発注額】 ・元請甲型JVの請負金額から1次下請への発注額を控除した額に、構成員である地元企業Aの出資比率分を計上  ②【1次下請となる地元企業Cの地元発注額】 ・元請甲型JVから1次下請けである地元企業Cへの発注額のうち、地元企業Cから2次下請への発注額を控除した額を計上  ③【2次下請となる地元企業Dの地元発注額】 ・地元企業Cから地元企業Dへの発注額を計上	お見込みのとおりです。
385	様式8-18 別紙			地元雇用・地元発注額	2の(1)、(2)の表は大村市の行は貴市内に本社または本店を有する企業、及び支社支店、営業所を有する企業を記載できることよろしいでしょうか。 また長崎県内他市計の行は発注予定額のみ計上することになってはいますが、その他の列(企業名、主な発注内容、関心表明の有無、業務従事期間)も埋めてもよろしいでしょうか。	様式8-18を修正しますので、企業区分に従いご記入ください。
386	様式8-18 別紙			地元雇用・地元発注額	企業名は匿名(企業A等)とありますが正副ともに匿名(企業A等)とし、正本には企業名が分かる書類(企業A:株式会社〇〇)をA4×1枚で添付することよろしいでしょうか。	No.383の回答をご参照ください。 企業名がわかる書類は応募時には求めませんので、関心表明書と併せて落札後に提出してください。
387	様式8-18 別紙			地元雇用・地元発注額	関心表明の有無の欄がありますが、有の場合の関心表明書はこの様式の次頁に添付、もしくは別冊にまとめて添付してよろしいでしょうか。	No.383の回答をご参照ください。
388	様式8-18 別紙			地元雇用・地元発注額	分担施工方式(乙型JV)の地元企業への加算対象は下図の考え方でよろしいでしょうか。異なる場合はブロックフロー等で分かりやすくご教示いただけませんか。  <p>※1 乙型JVの構成企業(地元企業)受注額から一次下請け(地元外企業)への発注額を除いた金額を加算対象とする。  ※2 乙型JVの構成企業(地元外企業)から地元企業への発注額のうち、二次下請け(地元外企業)への発注額を除いた金額を加算対象とする。  ※3 一次下請けの地元外企業から地元企業への発注額(100%)を加算対象とする。</p>	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
389	様式8-18 別紙						地元雇用・地元発注額   <p>※4 甲型JVの構成企業<sup>※4</sup>(地元企業)は、出資比率に応じた額から構成企業<sup>※4</sup>(地元企業)の出資比率に応じた一次下請け(地元外企業)への発注額を除いた額を加算対象とする。なお、甲型JVの構成企業のうち、地元企業が複数の場合には、出資比率の合計により地域貢献金額を算定する。            「構成企業<sup>※4</sup>(地元企業)の地域貢献金額」            = 「甲型JV受注額 × 構成企業<sup>※4</sup>(地元企業)の甲型JV出資比率」 - 「(地元外企業)への発注額 × 構成企業<sup>※4</sup>(地元企業)の甲型JV出資比率」            ※5 乙型JVの構成企業である甲型JVから地元企業への発注額は、出資比率の割合に応じた額(以下の算定式による)を加算対象とする。            「地元企業<sup>※5</sup>の地域貢献金額」            = 「地元企業<sup>※5</sup>への発注額 × [(100% - 「構成企業<sup>※4</sup>(地元企業)の甲型JV出資比率」) × 1]</p>	No.384の回答をご参照ください。	
390	様式9-1 様式9-3						年間ごみ処理量	令和12年度の年間ごみ処理量が22,495tと記載されておりますが、要求水準書添付資料4の計画処理ごみ処理量では29,993と記載されております。どちらを正とすればよいでしょうか。	要求水準書添付資料4では年間の計画処理量を示しており、様式9-1及び様式9-3では令和12年7月～令和13年3月の9カ月間の処理量を示しています。事業者の処理対象としては様式9-1及び様式9-3の値をご参照ください。
391	様式9-4	②					外形標準課税	外形標準課税はSPCの運営に要する費用のため、②営業費用の欄に行を追加し記入するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
392	落札者決定基準	5	2	4)	18		地元雇用・地元発注	設計建設工事期間中において、特定建設工事共同企業体(以下、建築JV)を組成する場合がございますが、建築JVが本市企業と本市外企業とで構成される場合、建築JVの受注額をどのように地元発注金額に反映すればよろしいでしょうか。また、本市企業と本市外企業とで構成される建築JVから、地元企業、地元外企業に発注した場合における、それぞれの地元発注金額の算出方法をご教示いただけないでしょうか。	甲型であれば元請JVへの出資割合にて算出した金額、乙型であれば見込みの分割金額を記載してください。なお、入札説明書添付資料5に基づき、地元外企業への発注金額は差し引いてください。また、No.384の回答をご参照ください。
393	落札者決定基準	6	3				価格審査	最低制限価格と低入札調査制度はないことよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
394	基本協定書(案)	3	第10条	2項			異常事態に関する責任について	「建設事業者及び運営事業者は、本施設について異常事態が～中略～ことを理由として、前項の規定による義務の負担を免れることはできない。」とありますが、本項における義務の負担が求められる期間は、「本施設の引渡しの日から、プラント工事関係については3年、建築工事関係については2年を経過するまでの期間中は連帯してこれを負担する」という第1項記載の期間内に適用されるとの解釈でよろしいでしょうか。	こちらの質問は基本契約書第10条第2項に関するものとの理解ですが、第10条第2項は、10条第1項に関する義務の負担に関する規定となります。
395	基本協定書(案)	4	第4条		4		賠償額の予定	損害賠償額の上限の記載がありません。損害賠償額の上限を設定いただけませんか。	原案の通りとします。
396	基本協定書(案)	6	第12条				本協定の有効期間	有効期間について、本事業の終了の日までとなっておりますが、第1条の本協定の趣旨として、本事業にかかる契約の締結へ向けた市及び企業グループの双方の協力について定めることを目的とする。とあります。本協定書の本来の趣旨から、有効期間は契約締結までとしていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
397	基本協定書(案)	6	第12条				本協定の有効期間について	本協定の有効期間は、本協定締結の日から本事業終了の日までとされておりますが、第1条において、「本協定は～契約の締結に向けた、市及び企業グループの双方の協力について定めることを目的とする」とあります。第1条の目的を鑑みると、本協定の有効期間は事業契約締結時点までではないでしょうか。	原案の通りとします。
398	基本契約書(案)	3	第10条		1		異常事態に対する責任	運営事業者による業務の履行について、建設事業者に、本件施設の改善、平常運転への復帰、緊急代替処理等の業務の履行について連帯責任が課せられています。緩和することを検討願えないでしょうか。	原案の通りとします。

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
399	基本契約書(案)	7	別紙1				不可抗力	「不可抗力」には、通常の見込み可能な範囲外のものであり、関係する契約の当事者のいずれの責めにも帰さない感染症の流行による影響や、世界情勢の変化に伴う物品調達や物価高騰による影響なども含むという理解でよろしいでしょうか。	予見不可能で、関係する契約の当事者に帰責性がない感染症の流行であって、それが契約上求められる善管注意義務から回避できない事象であれば、不可抗力に含まれます。後段ですが「世界情勢の変化」といった抽象的な要因を理由にした事象をもって不可抗力に該当するとは言えません。
400	基本契約書(案)別紙3	1	第1条				保証	保証上限額の記載がありません。保証上限額を記載いただけないでしょうか。	原案の通りとします。
401	建設工事請負契約書(案)	2					受注者押印欄	記載例のある受注者の欄でこちらは、建設を請負うものの代表者(企業)1社が押印するという理解でよろしいでしょうか。	法的に受注者全員に対して拘束力を持つ形での締結が必要です。
402	建設工事請負契約書(案)	6	第11条		2		解釈等	本請負契約書、基本契約、...その解釈が優先する。とありますが、本質疑回答の順位はどのようになるのでしょうか。	本質疑回答は関係する契約と同等の順位となります。
403	建設工事請負契約書(案)	7	第16条	6			受注者の業務の実施方法	「受注者は、事業実施区域内に搬入した工事材料を監督職員の承認を受けずに事業実施区域外に搬出してはならない」とありますが、仮設材については適用外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
404	建設工事請負契約書(案)	8	第17条		2		一括委託又は一括下請負の禁止	建設業法第22条(一括下請の禁止)では、原則一括下請は禁止とされ、例外で発注者の承諾を得た場合は一括下請を認めるとの記載ですが、一括下請でない通常の業者選定時において、事前に受注者は下請負人の名称、代金額、下請の内容について発注者の承諾は不要と考えてよろしいでしょうか。	第17条第2項に規定の通り、発注者の承諾が必要です。
405	建設工事請負契約書(案)	8	第17条	5			一括委託又は一括下請負の禁止	本項の「受注者は建設工事標準下請負契約約款その他これに準ずる書面により契約を締結」は、中央建設業審議会の作成した約款の主旨(建設業法の遵守、請負契約の公平性)に反しない契約を下請負人と締結するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
406	建設工事請負契約書(案)	8	第19条		(2)		発注者の行う事項	設計・建設に係る許認可申請について、受注者の行う業務に対しても貴市に御協力いただけるものと考えてよろしいでしょうか。(貴市情報の提供など必要なものについて)	合理的な範囲で協力は行います。
407	建設工事請負契約書(案)	14	第27条				賃金又は物価の変動に基づく設計・建設工事費の変更	海外調達品において、当該調達先国内における賃金水準、物価水準、インフレーション、デフレーションによって設計・建設工事が不適当となった場合にも本条項が適用されると考えてよろしいでしょうか。	第27条は各条項にあるとおり「日本国内」における物価の変動について適用されます。
408	建設工事請負契約書(案)	14	第28条	2			計画地元発注金額未達減額措置	発注予定の地元企業の努力によって、発注金額が低減された場合は、地元発注金額未達が受注者の責めに帰すことのできない事由に該当すると考えてよろしいでしょうか。	「地元の努力により、発注金額が低減された場合」がどのような状況かわかりませんので、対面的対話時に詳細を確認します。
409	建設工事請負契約書(案)	16	第31条				著作権の利用等	成果物には当社が一般に開示していない技術情報等も含まれることがあるため、実際に公表、開示又は譲渡等をするような場合には、事前に協議させていただけると考えてよろしいでしょうか。	原案の通りとします。
410	建設工事請負契約書(案)	19	第38条	3			事前調査	貴市が解体・撤去予定のし尿処理施設などの跡地から建設工事の実施に支障をきたす障害物が発見された場合、その存在が本請負契約締結時には要求水準書及び入札説明書等から予見できなかった場合には、発注者にて当該障害物を除去していただけるという理解でよろしいでしょうか。	第38条第4項、第5項に従います。
411	建設工事請負契約書(案)	24	第51条		8		予備性能試験及び引渡性能試験	「受注者は、その費用...有価物の売却を行う。」とありますが、要求水準書第1編 第1章 第6節 2(4)によると、(性能確認に必要な分析等試験費用以外の)性能試験にかかる費用は、「第1章 第5節 3 試運転及び運転指導にかかる経費」に示す負担区分に従うとあり、左記では、「試運転期間に発生した有価物は、本市が売却し、その収益は本市に帰属する」とされています。どちらの理解でよろしいでしょうか。	試運転期間に発生した有価物については、本市が売却し、その収益は本市に帰属するものとします。
412	建設工事請負契約書(案)	24	第51条	8			予備性能試験及び引渡性能試験	有価物の売却について、第49条の3では試運転期間は発注者の行為とされています。本項では受注者とありますが間違いございませんでしょうか。	性能試験において発生した有価物については、本市が売却し、その収益は本市に帰属するものとします。
413	建設工事請負契約書(案)	25	第54条	1			履行遅滞の場合における損害金等	本条と第60条の2第1号の双方が適用されるケースにおいては、受注者が本条に基づき発注者に支払った損害金が、第60条の2第1項に基づき支払う賠償金に充当されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
414	建設工事請負契約書(案)	27	第57条		5			本施設の契約不適合検査等	契約不適合検査に係る費用は、受注者の負担とされておりますが、要求水準書第I編 第1章 第7節 2では、「契約不適合検査に要する費用のうち、新たに必要となる分析等にかかる費用は責任者負担とする」とされており、齟齬があります。契約不適合検査に係る費用負担の在り方は、左記の要求水準書の記述に従うと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
415	建設工事請負契約書(案)	29	第64条	2				法令変更等	法令変更による追加費用の負担割合のうち発注者負担割合が100%の場合は、次のいずれかに該当する場合という理解でよいでしょうか。 1.「本施設及び本施設と類似のサービスを提供する施設の整備又は運営に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等の変更」 2.「受注者の合理的努力によっても吸収できない資本的支出を伴う法令等の変更の場合」	お見込みのとおりです。
416	建設工事請負契約書(案)	29	第64条	2				法令変更等	「受注者の合理的努力によっても吸収できない資本的支出」とは、どのような資本的支出を想定されておられますでしょうか。	「合理的努力によっても吸収できない」状況かは、個別具体の事情によって判断するため、現時点で具体的な事例を特定することはできません。
417	建設工事請負契約書(案)	29	第64条	2				法令変更等	入札の時点で落札者が予期できなかった一般送配電事業者の要請で接続に必要な機器の仕様が変更した場合は、本条に基づき協議をするという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の事例は「法令等」の変更に該当しないと考えます。
418	建設工事請負契約書(案)	32	第67条		3			受注者に起因する条件変更	実務上14日間での対応が難しい可能性がありますので、第68条第3項但書きと同種の但書きを加筆いただけないでしょうか。	原案の通りとします。
419	建設工事請負契約書(案)	35	第71条		5			契約が解除された場合等の違約金	損害賠償額の上限の記載がありません。損害賠償額の上限を設定いただけませんか。	原案の通りとします。
420	建設工事請負契約書(案)	36	第74条		1			解除に伴う措置	発注者は、本請負契約が解除された場合、発注者の裁量で出来形部分の引渡しを受けることができるとありますが、発注者は出来形部分の引渡しを受けること。としていただけないでしょうか。また、それが難しい場合、受注者の責めによらない解除の場合(第38条第5項、第64条第4項に基づく解除の場合を含む)は、必ず出来形部分の引渡しを受けること。としていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
421	建設工事請負契約書(案)	39	第78条	1				関連工事の調整	第68条(発注者に起因する条件変更)第1項各号に該当する関連工事の調整は、第68条の適用があるという理解でよろしいでしょうか。	質問の趣旨が不明なので回答できません。
422	運営委託契約書(案)	4	第17条					災害発生時の協力	「受注者は、震災その他不測の事態により多数の廃棄物が発生し、その処理を発注者が実施する場合、その処理に協力する。」とありますが、想定される災害廃棄物の発生量をご教示願います。	「要求水準書添付資料27 大村市災害廃棄物処理計画」をご参照ください。
423	運営委託契約書(案)	5	第19条	6				運営業務の開始の遅延	本条第5項で受託者が実施の義務を負わないとされた範囲の運営業務に係る受注者の運転要員等の人件費、光熱費、委託費などは、本項の費用に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な費用と市が認めた場合には含まれます。
424	運営委託契約書(案)	7	第24条	1				運営業務の実施	環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」p13,図 I-4に記載の通り、施設を日常的・定期的に適切に維持管理したとしても、一般的に施設の性能水準は徐々に低下します。したがって、本項にある書面に加え経年を考慮した内容となるという理解でよろしいでしょうか。	受注者は善良な管理者の注意義務をもって運営業務を行っていただく必要があり、経年劣化への考慮も当該注意義務の範囲で適切に行っていただくこととなります。
425	運営委託契約書(案)	7	第27条	3				処理不適物の取扱い	本項の「受注者において当該処理不適物を発見することが不可能であったことを受注者が明らかにし」は、要求水準書第II編 運営業務編 第3章 第6節 搬入管理(11ページ)(6)の「善良なる管理者の注意義務をもってしても当該処理不適物を排除することができないことを証明した」と同義であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
426	運営委託契約書(案)	7	第27条	3				処理不適物の取扱い	「発注者が回収して本施設に搬入した廃棄物」には、貴市が委託した収集運搬業者が投入した廃棄物や来場者が投入した廃棄物が含まれるという理解でよろしいでしょうか。また、本項の「当該故障等の原因となった処理不適物が、発注者が回収して本施設に搬入した廃棄物に混入していたものであり、かつ受注者において当該処理不適物を発見することが不可能であったことを受注者が明らかにし」た場合には、特殊な事象が無い限り、発注者が合理的と判断していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。「また」以降については、発注者として不合理な判断は行いません。

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
427	運営委託契約書(案)	11	第39条	5			臨機の措置	本項、それ以外の条項で、運営事業者(受注者)が運営委託契約書(案)に基づき費用の負担をすることになる「契約不適合」の定義をご教示願います。	第39条第4項は、本施設について建設工事請負契約上の「契約不適合」があった場合の規定です。「契約不適合」は民法の解釈に従います。
428	運営委託契約書(案)	11	第39条	5			臨機の措置	本項の場合に該当するものの、発注者にも責がある場合、当該措置に要した費用の負担割合は協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	第39条第5項は、臨機の措置をとった原因が本施設の契約不適合であった場合の規定です。
429	運営委託契約書(案)	11	第39条	5			臨機の措置	「本施設の契約の内容に適合しないこと(以下「契約不適合」という。)による場合、当該措置は、受注者の責めに帰すべき事由に基づくものとみなし、当該措置に要した費用は全て受注者が負担する。」とありますが、建設工事請負契約書(案)第56条の適用により建設業者に本施設の契約不適合責任がありますので、本第5項は削除いただけないでしょうか。	原案の通りとします。
430	運営委託契約書(案)	12	第40条	2			費用負担及び運転停止に対する運営固定費の削減	本項の場合に該当するものの、発注者にも責がある場合、そのような事態への対応に要する費用の負担割合は協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	第40条第2項は、異常事態の発生又は計画外の運転停止の原因が本施設の契約不適合であった場合の規定です。
431	運営委託契約書(案)	12	第40条	5			費用負担及び運転停止に対する運営固定費の削減	本項の場合に該当するものの、発注者にも責がある場合、運営固定費の減額割合について協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	第40条第5項は、異常事態の発生、計画外の運転停止等により、本施設の全部又は一部の運転を停止したことの原因が本施設の契約不適合であった場合の規定です。
432	運営委託契約書(案)	12	第40条	6			費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	1行目の「前項」は「第4項」との理解でよろしいでしょうか。	「前項」は「第4項及び第5項」に修正します。
433	運営委託契約書(案)	12	第42条				提案余剰電力量未達に対する運営固定費の減額	売電量の未達による減額が定められておりますが、本条による固定費の減額については、提案売電量未達に対する賠償に代える措置であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
434	運営委託契約書(案)	13	第42条	4			提案余剰電力量の提案	翌会計年度に係る提案余剰電力量の提案において、精密機能検査や機能検査などの結果を踏まえた各種計画の見直しも反映する考えでよろしいでしょうか。(Ex.修繕工事計画の見直しによるメンテナンス期間の増減による余剰電力量の変更など)	ご質問の提案については不可とします。
435	運営委託契約書(案)	13	第43条				提案地元発注金額未達減額措置	発注予定の地元企業の努力によって、発注金額が低減された場合は、地元発注金額未達が受注者の責めに帰すことのできない事由に該当すると考えてよろしいでしょうか。	「地元の努力により、発注金額が低減された場合」がどのような状況かわかりませんので、対面的対話時に詳細を確認します。
436	運営委託契約書(案)	14	第45条	3			ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合	発注者が受注者以外の第三者に委託をして本施設を改造した場合、運営業務における当該部分に対する責任の分担も、本項尚書きの定めに従うという理解でよろしいでしょうか。	「運営業務における当該部分に対する責任の分担」が具体的に何を想定なのか不明なため回答しかねます。第45条第3項なお書きは、その文言通りに適用されます。
437	運営委託契約書(案)	16	第51条	2			第三者の損額	「発注者及び受注者は協議を行い、当該損害額に係る両者間の負担割合を決定する。」とありますが、負担割合の協議とは、受注者の帰責する部分の有無等の確認を行う趣旨であり、発注者側の負担するリスクの範疇について、受注者に一部負担を求める意図ではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
438	運営委託契約書(案)	17	第52条	5			法令変更等	法令変更による追加費用の負担割合のうち発注者負担割合が100%の場合は、次のいずれかに該当する場合という理解でよいでしょうか。 1.「本施設及び本施設と類似のサービスを提供する施設の整備又は運営に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等の変更」 2.「受注者の合理的努力によっても吸収できない資本的支出を伴う法令等の変更の場合」	ご理解のとおりです。
439	運営委託契約書(案)	17	第52条	5			法令変更等	「受注者の合理的努力によっても吸収できない資本的支出」とは、どのような資本的支出を想定されておられますでしょうか。	「合理的努力によっても吸収できない」状況かは、個別具体的な事情によって判断するため、現時点で具体的な事例を特定することはできません。
440	運営委託契約書(案)	17	第52条	5			法令変更等	入札の時点で落札者が予期できなかった一般送配電事業者の要請で接続に必要な機器の仕様変更した場合は、本条に基づき協議をするという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の事例は「法令等」の変更に該当しないと考えます。

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
441	運営委託契約書(案)	19	第56条	2	(4)		運営業務期間終了時の取扱い	環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」p13,図 I-4に記載の通り、施設を日常的・定期的に適切に維持管理したとしても、一般的に施設の性能水準は徐々に低下します。従いまして、本項第4号で行う「令和31年度(2049年度)に行う引渡性能試験」の括弧書きにある「建設工事請負契約第51条に基づき、建設事業者が実施するものと同内容の試験」は、前述のような経年を考慮した内容となるという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
442	運営委託契約書(案)	19	第56条	2	(5)		運営業務期間終了時の取扱い	「運営業務期間終了後3年間の継続使用に支障がない状態」とは、「必要となる清掃や修繕等が行われたうえで性能を満たしている状態」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
443	運営委託契約書(案)	22	第59条		6		違約金	「発注者の損害の賠償又は第1項の違約金に充当する」は「受注者の損害の賠償又は第1項若しくは第2項の違約金に充当する」という理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
444	運営委託契約書(案)	28	別紙1				別紙1 保険の詳細	「2 本施設の運営業務に係る公益社団法人全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済」の「てん補限度額」にある「建物総合損害共済業務規程」は別途ご提示いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No.47の回答をご参照ください。
445	運営委託契約書(案)	28	別紙1				保険の詳細	「2.本施設の運営業務に係る公益社団法人全国市有物件災害共済会建物総合損害共済」の保険契約者について、「本市(共済基金分担金は運営事業者が負担)」とありますが、事業者にて保険負担金を想定することは困難であり、また公平な事業費積算の観点から負担金額をご教示願います。	No.46の回答をご参照ください。
446	運営委託契約書(案)別紙2						モニタリング及び運営業務委託費の減額	委託費の減額の詳細について明記されていないためご提示ください。	入札説明書添付資料5をご参照ください。
447	提出書類の作成要領	1	1	(1)	①		正本の作成要領	正本として袋とじする書類は、6(2)非価格要素審査に関する提出書類と6(3)事業計画に関する提出書類のみという認識でよろしいでしょうか。分冊での提出という認識でよろしいでしょうか。	前段及び後段のご質問について、お見込みのとおりです。
448	提出書類の作成要領	1	1	(1)	①		正本の作成要領	図1 袋綴じの方法に「背表紙(白紙)を糊付け」とありますが、一般的に用いられる製本テープ(白、押印可)を使用してもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
449	提出書類の作成要領	1	1	(1)	①		正本及び副本の作成要領	「正本は袋綴じ」とありますが、表紙と背表紙に工事名称/図書名称/応募者グループ名称などを直接印刷して見栄えに配慮した上で、書類の綴じ方についてはパイプ式(二つ穴)など、応募者にて決定させていただいてもよろしいでしょうか。	袋綴じしたものをファイルに綴じるのは可とします。
450	提出書類の作成要領	1	1	(1)	②		正本及び副本の作成要領	副本は～ファイルの表面と背表紙に「タイトル」及び「本市が交付する応募者グループ名」を記載した紙面を糊付けすること。とありますが、ファイルに直接印刷させていただいてもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
451	提出書類の作成要領	1	1	(1)	②		正本及び副本の作成要領	応募者の企業名を特定又は類推できる記載を行わないこと。とありますが、正本については企業名を特定又は類推できる記載が必要な場合は、代表企業、構成員、協力企業の名称対応表を1枚追加することでよろしいでしょうか。	No.386の回答をご参照ください。
452	提出書類の作成要領	2	1				共通事項	「副本の表紙及び背表紙は図2を参考に作成するものとし、ファイルの表面と背表紙に「タイトル」及び「本市が交付する応募者グループ名」を記載した紙面を糊付けすること」とありますが、ウェルダークポケット型ファイルに、指定の文言を印刷した紙を入れることはよろしいでしょうか。 (下記リンクの「②ウェルダークポケットファイル」をご参照ください) <a href="https://www.hs-shashin.co.jp/blog/1107/">https://www.hs-shashin.co.jp/blog/1107/</a>	ご提案を認めます。
453	提出書類の作成要領	4	1	(2)	①		記載要領	「①使用する用紙は、特に指定のない限り、A4縦長横書き両面印刷とすること。」との記載がありますが、非価格要素審査に関する提出書類については、インデックスを設けることで審査時の利便性向上を図りたく、片面印刷としてもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
454	提出書類の作成要領	4	1	(2)	⑨		記載要領	「⑨次に示す提出書類の副本は、応募者の企業名を特定又は類推できる記載を行わないこと。」との記載がありますが、様式8-18別紙でもご指示いただいておりますように、応募者に限らず個別企業名は記載不可であるという認識でよろしいでしょうか。	No.386の回答をご参照ください。

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
455	提出書類の作成要領	5	1	(3)	⑤			電子媒体作成要領	電子媒体には正副ともに格納すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
456	提出書類の作成要領	5	1	(3)	⑥			電子媒体作成要領	電子データは図表等のずれを防ぐため、Excel以外の様式についてはPDFでの提出も可としていただけないでしょうか。	Excel以外の様式についてはPDFでの提出も可とします。
457	提出書類の作成要領	8	1	(6)	②			非価格要素審査に関する提出書類【正本1部、副本10部】	提案書の各様式を補足するための添付資料は認められることでよろしいでしょうか。可の場合、各様式の次頁に添付し、合冊とすることでよろしいでしょうか。	指定しているものを除き、資料の添付は認めません。
458	その他 既存施設竣工図								いただいた図面以外に、建築機械設備工事の竣工図をご提示いただけないでしょうか。	必要な場合はデータで提供します。
459	その他 埋設物の図面及び資料								事業実施区域内の地中埋設物の図面、資料をご提示いただけないでしょうか	「要求水準書添付資料17 外構配管平面図」をご参照ください。その他必要な資料は希望者に提供します。